

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2022年2月28日
【事業年度】	第14期（自 2020年12月1日 至 2021年11月30日）
【会社名】	クックビズ株式会社
【英訳名】	Cookbiz Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藪ノ 賢次
【本店の所在の場所】	大阪市北区芝田2-7-18 LUCID SQUARE UMEDA 8階
【電話番号】	06-7777-2133
【事務連絡者氏名】	執行役員 コーポレート本部 エグゼクティブマネージャー 餌取 達彦
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区芝田2-7-18 LUCID SQUARE UMEDA 8階
【電話番号】	06-7777-2133
【事務連絡者氏名】	執行役員 コーポレート本部 エグゼクティブマネージャー 餌取 達彦
【縦覧に供する場所】	クックビズ株式会社 東京オフィス （東京都渋谷区神宮前1-5-8 神宮前タワービルディング13階） クックビズ株式会社 名古屋オフィス （名古屋市中区錦二丁目4番3号 錦パークビル2階） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2017年11月	2018年11月	2019年11月	2020年11月	2021年11月
売上高 (千円)	2,066,968	2,503,599	2,973,302	1,445,342	1,035,549
経常利益又は経常損失 () (千円)	266,047	137,842	227,672	558,081	342,762
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	171,274	71,081	139,718	599,593	422,706
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	373,349	439,308	471,536	481,248	684,853
発行済株式総数 (株)	2,112,941	2,177,341	2,222,201	2,249,691	2,632,691
純資産額 (千円)	947,412	1,150,411	1,354,505	774,288	759,525
総資産額 (千円)	1,465,271	1,594,539	2,024,706	1,834,952	2,192,728
1株当たり純資産額 (円)	448.39	528.36	609.98	344.69	288.84
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	94.48	32.73	63.34	266.91	183.02
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	94.41	31.08	60.83	-	-
自己資本比率 (%)	64.7	72.1	66.9	42.2	34.6
自己資本利益率 (%)	31.4	6.8	11.2	56.3	55.1
株価収益率 (倍)	58.32	50.02	43.01	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	402,625	1,319	343,289	785,932	219,056
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	26,768	154,116	26,417	16,055	1,288
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	609,586	74,663	23,565	719,376	856,428
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,131,166	1,053,032	1,393,470	1,310,859	1,949,519
従業員数 (人)	145	191	213	119	106
(外、平均臨時雇用者数)	(18)	(18)	(24)	(13)	(3)
株主総利回り (%)	-	29.7	49.4	19.4	17.9
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(-)	(95.1)	(99.4)	(105.1)	(118.0)
最高株価 (円)	6,750	5,860	3,300	3,650	2,288
最低株価 (円)	5,200	1,504	1,209	770	901

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 当社は、持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4. 第13期及び第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

5. 第13期及び第14期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

6. 当社は、2017年11月28日付をもって東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしましたので、第10期の株主総利回り、比較指標について記載しておりません。

7. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお、2017年11月28日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。
8. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部の改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第12期の期首から適用しており、第11期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

2007年12月	飲食業界特化型の人材サービスを事業目的として、クックビズ株式会社を大阪府大阪市西区に設立（資本金5,000千円）
2008年3月	求人情報サイト「cook+biz」をリリースし、飲食業界に特化した人材紹介事業を開始
2010年11月	第三者割当増資を実施（資本金7,000千円）
2012年5月	本社を大阪府大阪市北区に移転
2012年7月	飲食業界に特化した求人広告事業を開始
2012年9月	第三者割当増資を実施（資本金22,000千円）
2012年12月	渋谷オフィスを東京都渋谷区に開設
2012年12月	食に特化したメディア「クックビズ総研」を公開
2013年9月	農業関連事業(その他)として農業雇用支援サービス「farm+biz」を開始
2014年2月	飲食業界に特化したハイクラス人材紹介サービス「FOOGENT」を開始
2014年4月	名古屋オフィスを愛知県名古屋市中区に開設
2014年9月	第三者割当増資を実施（資本金56,999千円）
2016年2月	飲食業界に特化したスカウトサービス「クックビズダイレクト」を開始
2016年4月	飲食人・シェフを中心としたソーシャルネットワーキングサービス「Foodion」（その他）を公開
2016年6月	求人広告事業の対象をパート・アルバイトにも拡大
2016年12月	飲食業界向け人材定着・育成にかかる研修サービス「クックビズフードカレッジ」（求人広告事業）を開始
2017年2月	五反田オフィスを東京都品川区に開設
2017年3月	農業関連事業(その他)を終了
2017年3月	「Foodion」スマートフォンアプリ版を公開
2017年3月	第三者割当増資を実施（資本金62,849千円）
2017年11月	東京証券取引所マザーズに株式を上場（資本金373,349千円）
2017年12月	第三者割当増資を実施（資本金438,968千円）
2018年2月	渋谷オフィスを東京都港区に新橋オフィスとして移転
2018年5月	本社を同ビル8Fに移転 名古屋オフィスを愛知県名古屋市中村区に移転
2018年6月	福岡オフィスを福岡県福岡市中央区に開設
2018年9月	横浜オフィスを神奈川県横浜市神奈川区に開設
2019年2月	ビジョン、ミッションおよびロゴを変更 求人情報サイト「cook+biz」を「cookbiz」に変更
2019年4月	サブスクリプション型ダイレクトリクルーティングサービス「ダイレクトプラス」（求人広告事業）を開始
2020年1月	札幌オフィスを北海道札幌市中央区に開設
2020年2月	京都オフィスを京都府京都市下京区に開設
2020年8月	五反田オフィスを新橋オフィスに統合
2020年11月	札幌オフィス、横浜オフィスを新橋オフィスに統合 京都オフィス、福岡オフィスを大阪オフィスに統合
2020年12月	飲食人のためのニュースアプリ「ククロ」を公開
2021年1月	ワンデイバイト求人検索アプリ「ワクみん」を公開
2021年8月	第三者割当増資を実施（資本金523,153千円） ニュースアプリ「ククロ」及びワンデイバイト求人検索アプリ「ワクみん」のサービス終了
2021年9月	新橋オフィスを東京都渋谷区に東京オフィスとして移転
2021年10月	名古屋オフィスを愛知県名古屋市中区に移転

3【事業の内容】

当社は、国内の飲食業界が抱える慢性的な人材不足という課題に対して、当社が提供する人材サービスを通じて、多種多様な人材がフード産業で活躍できる社会を創造することを志向し、飲食業界(飲食店、ホテル、旅館、中食事業者、給食事業者、プライダル事業者等)に特化した「人材紹介事業」及び「求人広告事業」を主たる事業としております。

(1) 当社の事業内容について

当社は、飲食業界に特化した求人情報サイト「cookbiz」を運営しており、当該サイトを通じて、コンサルタントを介した有料職業紹介を行う「人材紹介事業」及び求人情報を求職者に提供する「求人広告事業」を展開しております。

当社の特徴としては飲食業界に特化した事業展開を行っていることにあります。特化することにより、当該事業領域における業務やその特性、人材ニーズ、職種ごとに必要とされる経験やスキル、求職者の求職条件やキャリアプラン等に精通しており、求人企業及び求職者双方が求めるきめ細かいニーズをくみ取った事業サービスを構築しております。また、これらの社内に蓄積されたノウハウ等の共有及び活用や各種サポートツールを提供すること等により、求人企業と求職者のマッチング向上及び業務の迅速化を推進しております。

当社の各セグメントの事業内容は以下のとおりであります。なお、以下に示す事業区分は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

人材紹介事業

当事業においては、飲食事業者向けに職業安定法に基づく人材紹介サービスを展開しております。

イ. サービス概要

当事業は、求人企業に対して、当社サイトにて登録された求職者を当社コンサルタントを介して紹介するサービスであり、求人企業の人材ニーズと求職者の希望条件をマッチングし、求人企業への就業を実現するものであります。当該サービスにおいては、求職者の就業開始をもって年収に応じた手数料を求人企業から受領する成功報酬形態を採用しております。

ロ. 業務の流れ

求人希望している企業から求人依頼の詳細ニーズをヒアリングし、当該情報をデータベースとして登録します。また一方で、飲食分野で就職・転職先を探している求職者を、当社の運営する求人情報サイト等で募集を行い、当社にご登録頂きます。その上で、飲食業界を専門とする当社コンサルタントが求職者に対して、経験・保有スキル、今後の志向、希望条件(就業時間・給与・休日など)をヒアリングし、求人企業からの求人依頼内容と照合し、適性等を考慮して企業の紹介を行います。その後、求職者における求人企業への応募同意に基づき、求人企業へのエントリーを行い、求人企業の上承が得られれば採用面接が行われます。求人企業が求職者の採用を内定した場合、求職者の意思確認を行ったうえで入社手続きを行います。求職者が採用された場合、当社は人材紹介にかかる成功報酬として契約に基づき年収に応じた手数料を求人企業より受領します。

なお、採用が決まらなかった求職者に対しては、求職者の希望に応じて継続した求人企業の紹介を実施しております。また、採用決定から入社までの期間もコンサルタントが定期的にフォローを実施するほか、入社後の求職者の企業定着を目的として入社後の様子をヒアリングする等、一定期間のアフターフォローを実施しております。

ハ. 求職者の集客とマッチング

当事業における求職者の集客は、当社求人情報サイトである「cookbiz」を主体として行っており、キッチン・ホールスタッフを中心として、ソムリエ、パティシエ、ブーランジェ等の飲食業界における多様な職種を対象として、人材紹介を希望する求職者の登録募集を行っております。

また、当事業においては、求職者と求人企業とのマッチングは重要な要素であり、その精度が当社のサービス品質に影響を及ぼす要因となります。当社においては、継続的なコンサルタント人材のスキル向上を図るとともに、コンサルタントのマッチング業務の支援を目的として、求人ニーズのデータベース化を行い、求職者情報に適した紹介候補案件を自動的に抽出する仕組みを構築するなど、システム化による効率化及びマッチング精度の向上への取り組みを推進しております。

求人広告事業

(a) 求人広告サービス

当事業においては、飲食事業者向けに求人広告サービスを展開しております。人材採用を希望する求人企業の求人広告を、当社求人情報サイト「cookbiz」に掲載するサービスであります。飲食業界における正社員採用広告を主体としており、アルバイト採用広告も強化を図っております。

また、当該領域に特化しており、掲載する求人広告については、業界特性を考慮した業種、職種等の多様な検索機能を提供しているほか、当社サイトから求職者が直接応募可能な仕組みを提供するなど、求職者の利便性向上を図っております。

当社は、特集記事への掲載やサイト上位への優先表示の有無、また、その掲載期間、掲載職種や掲載エリア数等に応じた掲載料金を得る仕組みとなっております。

(b) ダイレクトリクルーティングサービス「ダイレクトプラス」

ダイレクトプラスは、当社サイトの登録求職者に対して、求人企業が自社にマッチした人材を自ら探し、直接スカウトを行う仕組みを提供しております。当該サービスは、当社が有する人材データ(登録求職者による入力情報)から、求人企業が興味をもった人材に対して、当社システムを通じて直接採用を呼びかけることが可能であります。

当該サービスは、利用開始時には管理画面の設定や求人票作成方法の案内、利用開始後も、スカウトエントリー率向上のポイントや事例の共有などを専任のアカウントマネジメントチームによるサポートを通じて実施することにより、求人企業の採用成功へのアシストを実施しております。求人企業からは利用期間に応じて予め定められた利用料金を得る仕組みとなっております。

(c) 研修サービス「クックビズフードカレッジ」

クックビズフードカレッジは、飲食事業者向けの研修サービスであり、飲食店で働く人々の人材定着、育成支援を主な目的として2016年12月より有料サービスとして展開しております。当該サービスにおいては、マナー、ビジネススキル、クレーム対応、計数管理、人材採用、定着関連等の研修テーマを設定しております。顧客企業からは提供する研修内容や時間数に応じた受講料を受領しております。

(2) 求人情報サイト「cookbiz」について

当社においては、求人情報サイト「cookbiz」を通じて人材紹介事業及び求人広告事業の各サービスを提供しております。当該サイトにおいては、当社が受注した求人広告及び人材紹介にかかる求人情報を掲載するほか、提携人材サービス事業者の求人情報の掲載等、ユーザーである求職者に対する情報提供の拡充を図っております。

当該サイトにおいて、求職者は会員登録を行わずに掲載求人広告への応募が可能であるほか、無料会員登録を行うことにより、新着求人情報の配信サービスやスカウトサービスの利用、人材紹介にかかるコンサルタントによる転職支援を受けることが可能となっております。また、求職者及び登録会員の利便性向上を図るため、求人情報の拡充及び多様な検索機能の強化のほか、サイト内のデザイン・機能・ユーザビリティの改善、コンテンツ・サービスの拡充等の取組みを継続しております。

当社においては、求職者の集客が重要であり、「cookbiz」サイトにおける登録会員数の拡大に努めております。当該集客については、上記の求人情報の拡充及びサイト利用者の利便性向上に加えて、費用対効果を踏まえた継続的な広告宣伝費の投下、SEOの推進及び外部ソーシャルメディアの活用や自社メディアによるコンテンツマーケティング等による集客拡大を推進しております。また、広告運用業務やSEO等の主要機能を自社にて内製対応することにより、これらのノウハウ蓄積を図るとともに、効率的かつ柔軟な施策対応を推進しております。

「cookbiz」[事業系統図]



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年11月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
106(3)	36.1	4.6	5,308,811

セグメントの名称	従業員数(人)
人材紹介事業	52 (1)
求人広告事業	43 (1)
報告セグメント計	95 (2)
全社(共通)	11 (1)
合計	106 (3)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

クックビズのビジョン・ミッション・バリューを基礎として、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた次の10年を「食ビジネスの変革を支援する会社」と定義しています。激変する消費者の行動・価値観変容を理解し、飲食店の新たな収益機会や業態の創出と変革にかかる店舗・業務・人材・資金をトータルサポートすることで食産業の再成長に貢献いたします。

既存事業においては、コロナ前・コロナ禍を比較・分析し、中期的なターゲットとなるKPIを設定し、2026年～2027年には既存事業売上が40～50億円（CAGR25～30%）程度まで回復・再成長すると試算しています。これまで支援し続けた「人」を起点に、新たな食体験・食サービスとエコシステムを提供することで、事業規模の再拡大に向けた取り組みを加速させてまいります。

(2) 経営環境、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社の事業に関連する飲食市場においては、一般社団法人日本フードサービス協会の統計によると、外食産業の市場規模は、1997年の29兆702億円をピークに2011年には22兆8,282億円まで落ち込みましたが、2012年には23兆2,217億円と回復傾向を示し、2019年には26兆439億円と順調に伸びております。一方で、新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」）の拡大により、飲食業界では政府・自治体による自粛要請・緊急事態宣言の発令に伴う臨時休業や営業時間の短縮等の処置が実施されたこと等から、2020年の市場規模は18兆2,005億円と大幅に縮小し、2021年においても外食産業の年間売上は前年比で98.6%となりました。とりわけ当社として繋がり深い居酒屋業態においては、酒類の制限や禁止等の規制の影響を受け、前年比で56.3%と非常に厳しい状況が続いております。

当社は、外食産業の市場規模が今後も比較的安定して推移するという前提のもと、中長期の成長を目指して事業領域の拡大を進めてまいりましたが、事業を取り巻く環境が当初の想定から大きく変化しており、柔軟かつ機動的に対応する必要が出てまいりました。外食産業の市場規模は短期的には回復しないものと見込み、コスト構造の見直しや当面収益性が見込めないような新規事業からの撤退を行い、既存事業の生産性の最大化を目指すとともに、既存事業の基盤を活かした新規事業により新たな収益機会の獲得を行ってまいります。「新しい働き方」や「新しい生活様式」など、かつての常識が通用しなくなる事業環境の変化への対応は、当社にとって重要課題であると同時に新たな成長の機会でもあると考えております。

このような環境の変化のなか、黒字経営への体質転換を急務と捉え、持続可能な経営基盤の再構築を目指して、COVID-19の拡大の環境下における対応と収束後のアフターコロナに向けた様々な取り組みを進めております。

既存事業につきましては、再成長に向けた具体的な取り組みとして、

- ・人材採用市場の再定義と自社マーケットシェアの算出
- ・オンライン広告以外も含めたマーケティング手法強化による求職登録者数最大化
- ・企業のニーズに合わせたBPOサービスの開発
- ・掲載企業数・求人数の最大化と、求職者の求人応募アクション最大化
- ・オンラインセールスの強化による、東名阪エリアの深耕とその他エリアの開拓

を実施し、顧客満足度の向上を目指します。また、現状行っている採用における負担を軽減できる新サービスである「人材紹介プラス」やサブスクリプション型スカウトサービスである「ダイレクトプラス」の月額制プランも継続して行い、飲食業界の活性化を目指します。

先々の取り組みとしては、COVID-19の影響により飲食需要の当面の回復が望めない中で、飲食業界従事者の方々の雇用機会の創出、収入の安定、さらに飲食業界の復興に貢献すべく、既存事業を強化するとともに、資金支援や業務DXなど、既存事業における顧客基盤を生かした周辺領域の業務にも多角的に取り組んでいくことで、売上の拡大を目指します。

上記を踏まえ、以下の事項を優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

飲食業界の人材関連市場の再定義と自社のマーケットシェアの分析

既存事業の回復・再成長、かつ新たな収益機会を獲得していくためには、COVID-19の影響を甚大に受けた食関連ビジネスの現況を正確に分析し、再成長戦略を策定する必要があります。まずは、当社の既存事業に近い飲食業界の人材関連市場の分析から進めておりますが、日本国内の労働人口の将来予測も踏まえて、従来の人材紹介サービスや求人広告サービスという自社サービスの枠に捉われない市場の再定義を行い、多様化する顧客のニーズや課題を探索してまいります。

既存事業の新たな価値創造と収益性の改善

当社の既存事業においては、経済活動の再開を見据え、採用活動が活発化する業種・業態・エリアを的確に捉えた営業リソースの最適分配を行い、商談機会の最大化を目指してまいります。

また、ブランディング・オフラインプロモーション・SEO・アライアンスなど、オンライン広告以外のマーケティング手法強化による求職登録者数の最大化を図るとともに、掲載企業数・求人数の最大化と、求職登録者の求人応募アクション最大化を実現するため、商品・サービス（ウェブ・アプリ）の大規模刷新に着手いたします。

営業力・マーケティング強化と商品力・サービス力強化という人材ビジネスの基本に立ち返り、収益性の改善による売上回復と黒字化を早期に達成します。さらに、多様化する顧客のニーズを捉えた新たな価値を創造すべく、既存事業の周辺領域における新サービスの開発を活発化させてまいります。

経営基盤の強化（CBMIプロジェクトの運用）

環境変化へ迅速に対応するために、権限と責任を明確化した新執行体制に2022年11月期期初より移行しております。とりわけ、CBMIプロジェクト（Cookbiz Management Initiative）を代表取締役社長の直下に新設し、経営基盤となる以下の重要テーマを推進しております。

- ・再成長戦略策定
- ・リブランディング
- ・新中期経営計画策定
- ・人事制度改革・規程類整備

情報管理体制の強化

当社は、人材サービス事業を行っており、多数の求職登録者（職業紹介希望者、求人案件応募者等）の個人情報を有しているため情報管理が最重要課題であると認識しております。当社は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運営するプライバシーマークを取得し、その制度に準じた個人情報管理体制を構築しております。

今後も社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、啓蒙のさらなる推進、ソフトウェア・デバイスのモニタリング体制の拡充など、企業の社会的責任である情報セキュリティの確保に向けた取り組みの強化を行ってまいります。

内部管理体制の強化

当社は、既存事業の回復・再成長と新規事業の展開及び新規サービスの拡充にあたっては、コーポレート・ガバナンス機能の強化は必須であり、そのためには財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な運用が重要であると認識しております。コーポレート・ガバナンスに関しては、内部監査による定期的なモニタリングの実施と監査役会や監査法人との連携により適切に運用しておりますが、ステークホルダーに対して経営の適切性や健全性を確保しつつも、効率性・有効性を阻害する業務フローの改善に取り組むことで、ベンチャー企業としての俊敏さも兼ね備えた全社的に効率的な組織体制の構築に向け、さらなる内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

新規事業の開発

当社は、持続的な成長を実現するためには、積極的な新規事業の開発・育成により新たな主要事業を創出することが不可欠であると考えております。2021年7月に発表した中長期成長戦略に基づき、既存事業の周辺領域における新サービスの開発に留まらず、業態創出・店舗OMO・業務DXなどの経営支援領域、食にまつわる事業再生のための投資などの資金支援領域を中心に新規事業の開発・育成を進めることで、食ビジネスの変革に貢献できると考えております。このような方針のもと、今後も事業開発を担う人材を採用・育成し、食産業で生まれる事業機会を確実に捉えて新たなサービスを生み出してまいります。

2【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を以下に記載しております。あわせて、必ずしもそのようなリスクに該当しない事項についても、投資者の判断にとって重要であると当社が考える事項については、積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、本項の記載内容は当社株式の投資に関する全てのリスクを網羅しているものではありません。

当社は、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の迅速な対応に努める方針がありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容もあわせて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

本項記載の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業環境に由来するリスクについて

事業領域について

当社は、主に「人材採用・入社後の活躍」を支援する企業としてこれまで培ってきたノウハウ及びブランド力を活用できる領域を中心に事業を推進しております。しかしながら、当該市場規模の縮小や成長鈍化、当社における各種サービスの競争力低下や価格下落等の要因により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

競合について

当社が属する人材サービス業界においては、新規参入障壁が低いこともあり、大手企業から個人事業者までが存在し、広範囲な業種を対象とする事業者から特定業界に特化した事業者まで、多くの事業者が事業を展開しております。また、飲食業界に特化する事業者は限定的であるものの複数社存在しており、当社はこれらの事業者と競合関係にあります。

当社は、飲食業界特化によるノウハウの蓄積により、当該業界における求人企業及び求職者のニーズに対してきめ細やかなサービスを提供するとともに、従来の人材紹介や求人広告の他にダイレクトリクルーティングサービスの新たな展開などによる商品ラインナップの拡充や研修サービス等の人材サービスに限らないサービス提供により同業他社との差別化を推進しておりますが、今後新たな企業の市場参入や競合他社における飲食業界注力等による競争の激化が生じた場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制について

当社事業を規制する主な法的規制として、「職業安定法」があり、当社は「職業安定法」に基づく有料職業紹介事業者として、厚生労働大臣の「有料職業紹介事業許可」を受けております。なお、当社の許可の有効期間は2026年2月28日であり、以後5年毎の更新が必要となります。

「職業安定法」は、職業紹介事業等が労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を果たすべき役割に鑑み、その適正な運営を確保するために、紹介事業を規制しており、厚生労働大臣は、当社が有料職業紹介事業者としての欠格事由（職業安定法第32条）、若しくは、当該許可の取消事由（職業安定法第32条の9）に該当した場合には、許可の取消や業務の全部又は一部の停止を命じることが出来る旨を定めております。

本書提出日現在において、当社において「職業安定法」に定めるこれら欠格事由又は取消事由に抵触する事項は生じておりません。しかしながら、今後において何らかの理由により当社が当該法令に抵触する事態が生じた場合、営業停止又は許可取消等により事業活動に支障をきたすとともに、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に由来するリスクについて

求職者の集客について

当社の人材紹介事業及び求人広告事業においては、求人情報サイト「cookbiz」における継続した求職者の集客(サイト登録者及び閲覧者の拡大)が重要な要素であると考えております。

当社は、サービス拡充及び品質向上等により飲食業界における評価及び知名度の向上に努めるとともに、ウェブマーケティングを中心とした集客拡大のための施策を推進しております。しかしながら、今後における雇用情勢の変化、競合激化、集客施策の不振等により、十分な求職者の集客が困難となった場合、人材紹介にかかるマッチング機能の低下や求人広告にかかる広告効果の低下等が生じる可能性があります。当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社における集客施策については、以下のリスクがあります。

(a) 検索エンジンへの対応について

当社が運営する「cookbiz」サイトにおける利用者の集客については、特定の検索エンジン(「Yahoo! Japan」及び「Google」)の検索結果からの誘導によるものが一定の割合を占めております。

当社は、検索結果において上位表示されるべくSEO対策等の必要な対応を推進しておりますが、今後、検索エンジン運営者における上位表示方針及びロジックの変更、その他何らかの要因によって検索結果の表示が当社にとって優位に働かない状況が生じる可能性があり、この場合、当社サイトへの集客効果が低下し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(b) 集客に係る広告宣伝活動について

当社は、サービスの認知度向上、当社サイトへの集客及びサービス利用拡大等を目的として、継続した広告宣伝活動を行っております。当社の広告宣伝は、インターネット広告(検索連動型広告、ディスプレイ広告及びインフィード広告等)を中心としております。

当社の広告宣伝においては、広告手法や媒体、その実施方法及びタイミング等について、費用対効果を検討した上で効率的な広告宣伝費の投下に努めておりますが、その効果を正確に予測することは不可能であり、当社が行う広告宣伝について著しい広告効果の低下や広告費用の上昇が生じた場合には、求職者の集客等に影響が生じ、また、当該費用負担により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

求人企業と求職者の適正なマッチングについて

人材紹介事業においては、求人企業における人材採用ニーズと、求職者の保有スキル・経験や就職・転職にかかる希望条件等を適正にマッチングすることが重要な要素であると考えております。また、飲食業界は、人材不足等の要因から長時間労働が生じ易いこと、従業員の離職率が高い業種とされていること等から、求人企業における労働環境等も考慮した上で、求人求職双方のニーズに応じた適正なマッチングが必要となります。

当社は、求人企業に対するヒアリング・取材又は求職者に対するコンサルタントによる面談等におけるニーズ、希望条件、適性等の把握を徹底することに加えて、社内における業務ノウハウ等の共有や継続的な教育・育成による担当者のスキル向上、求職者に適した求人企業の候補抽出等のシステム化によるサポート及び効率化等を推進することにより、適正なマッチングの実施及びその精度向上に努めております。

しかしながら、当社の施策推進にも拘らず、マッチング精度の低下による人材紹介にかかる成約率の大幅な低下や早期退職の著しい増加、その他のトラブルが生じた場合、当社事業の収益性低下や信頼性低下等が生じ、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

人材紹介事業における取引慣行に基づく返金制度について

人材紹介事業においては、当社の紹介した求職者が、求人企業に入社した日付を基準に売上高を計上しております。当該事業においては、人材紹介業界における取引慣行に基づき、求職者が入社した日から3ヶ月以内に自己都合により退職した場合は、その退職までの期間に応じて紹介手数料を返金する旨を求人企業との契約に定めております。

当社は、求人企業と求職者の双方のニーズを十分に斟酌した上で紹介を進める等、このような事態の発生の低減に努めており、過去の返金実績に基づき返金引当金を計上しております。しかしながら、当社の想定した返金率を上回る返金が生じた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

新規事業について

当社は、継続的な成長を図るため、飲食業界にかかる事業領域において新規事業の創出に取り組んでおります。当該取組みにおいては、システム開発や人件費等の先行投資が必要となるほか、事業展開に応じて追加支出等が発生する可能性があります。また、事業推進においては、当初の計画通りに事業が進捗しない又は十分な収益を見込めず初期投資を回収出来ない等の状況が生じる可能性があるほか、事業撤退を余儀なくされる可能性があり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 当社の事業体制について

人材の獲得・育成について

当社は、経営計画及び事業方針のもと、既存事業や新規事業の展開を行っており、その都度、必要に応じて人材の確保が必要であると考えております。特に、事業基盤を拡大・成長させていくための高度なマネジメント能力やシステム技術分野のスキルを有する人材確保に努めるとともに、教育体制の整備を進め人材の定着を図るよう努めていく方針であります。しかしながら、当社の求める人材が十分に確保・育成できなかった場合や人材の流出が進んだ場合には、経常的な業務運営及び新規事業の拡大等に支障が出る可能性があり、そのような事態が生じた場合には、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

内部管理体制について

当社は、今後の事業運営及びその拡大に対応するため、内部管理体制について一層の充実を図る必要があると認識しており、当該強化を推進しております。しかしながら、人的要因及び急激な事業環境の変化により、内部統制に関する制度の構築、運用、モニタリングのいずれかが十分に機能しない場合、様々な事業リスクを適切に管理できず、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、内部統制に関する制度が完全にその機能を果たしたとしても、これらは違法行為のすべてを排除することを保証するものではなく、従業員による重大な過失、不正、その他の違法行為等が生じた場合には、訴訟や損害賠償等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報保護について

当社は、事業運営において、登録求職者にかかる多数の個人情報を取り扱っております。取り扱う個人情報については、利用目的を明示し承諾を得た上で取得し、当該範囲でのみ利用しております。

当社は、個人情報の適正な取り扱い及び安全管理を推進するため、「個人情報保護規程」を策定し、従業員に対する教育及び適正な業務運営の徹底を図るほか、プライバシーマークの認定取得を行う等の情報管理体制の強化に取り組んでおります。

しかしながら、何らかの理由により当社が管理する個人情報等の漏洩や不正使用等の事態が生じた場合、当社及び事業サービスに対する信頼性の著しい低下や顧客からの損害賠償請求等が生じ、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

システム障害について

当社の事業は、インターネット上に開設したウェブサイトを通して提供されております。当社は事業の信頼性及び取引の安全性の観点からも、自社のシステム管理体制の構築、定期的バックアップ、稼働状況の監視等によりシステムトラブル発生の未然防止および回避に加えて、万が一トラブルが発生した場合においても短時間で復旧出来るような体制を整えております。

しかしながら、自然災害や事故、人為的ミスの発生、通信回線等の遮断・停止、ソフトウェア又はシステム機器の欠陥等によるトラブル、外部からのシステム攻撃や侵入、その他予測不能な様々な要因により、コンピュータシステム等に障害が発生した場合、継続したサービス提供等に支障が生じる可能性があり、当該要因による、当社の収益機会の喪失、システム及び事業運営に対する信頼性低下、クレーム発生その他の要因により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

技術開発について

インターネット関連事業は、技術革新が著しく、新技術、新サービスが常に生み出されております。当社の事業は、インターネットと深く関わっており、競争力のあるサービスを提供し続けるためには、かかる新技術及び新サービスを適時に提供することが重要になります。質の高いサービスを提供するため当社では、サービスデザイン本部が中心となり関係部署と協議の上、新規サービスを開発する体制をとっております。これはユーザーやクライアントから寄せられる様々なリクエストを吸い上げ、自社システムに反映することを可能にするためであります。

当社は、人的資源を随時見直しながら人員の適切な配置を行っており、必要により人員増加を行います。サービスの強化に繋がる有効なシステムの開発に時間がかかる等、新技術や新サービスの提供が遅れるような場合には、業界内での競争力の低下を招き、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他のリスクについて

COVID-19について

当社は、COVID-19の感染拡大に関する対応として、感染拡大防止と安全配慮義務に則った従業員の安全確保を最優先に対応しております。現在では、業務上可能な部門においては外部ツールやWEB会議ツールなどを活用し生産性を担保しながらテレワーク化を実施しております。また求職者との面談においては、全面的にオンライン面談とし、対面で実施する際はマスク着用やアルコール消毒を徹底する他、アクリルパネルを設置するなど予防対策の実施を行っております。また、外食産業の市場規模は短期的には回復しないという前提に基づき、事業計画を策定しております。

しかしながら、COVID-19の感染拡大の影響が想定を超えて長期化することで、さらなる企業活動の自粛や、個人の密を避ける行動様式の変容などにより、当社の業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

継続企業の前提に関する重要事象等について

当社は、COVID-19の感染拡大による売上高の急激な落ち込みにより、前事業年度及び当事業年度において営業損失の計上となっております。当事業年度においても2021年9月30日の緊急事態宣言解除により緩やかな回復基調ではあるものの、COVID-19の感染拡大による影響が継続しており、338,705千円の営業損失、342,762千円の経常損失、422,706千円の当期純損失を計上し、営業キャッシュ・フローは219,056千円のマイナスとなりました。

COVID-19の感染に対するワクチン接種の進展と経済活動の回復への動きのなかで、景気は緩やかながらも持ち直しの傾向にあり、当社においても同様に回復するものと想定しておりますが、変異株の動向等、先行きは依然として不透明な状況が続くと認識しております。そのため、変異株を含むCOVID-19の感染拡大の影響が想定を超えて長期化する場合、翌事業年度においても重要な営業損失、経常損失及び当期純損失の計上、および営業キャッシュ・フローがマイナスの可能性があります。

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。このような状況の中、当社は、以下の対応策を講じております。

(a) 徹底的なコスト削減

COVID-19の全世界的な感染拡大が顕在化した2020年3月の時点で全社的なコスト見直しを行い、当事業年度においても継続して不要不急な経費については削減を行ってまいりました。役員報酬の減額、役員賞与の不支給、新規人材採用の停止、広告宣伝費、出張費及び会議費並びに交際費の削減、業務委託費や支払手数料の見直しによる削減など、徹底的なコスト削減を行うことで、当事業年度においては前年比で約6.7億円のコスト圧縮を図りました。今後も継続的にコスト削減に取り組むことで経営合理化を行ってまいります。

(b) 資金の確保

当社は、当事業年度末においては、現金及び預金1,949,519千円を保有しており、事業運営資金について十分な水準を維持しております。また、コミットメントライン等の契約更新や融資増額に加え、エクイティファイナンスにより今後の事業資金を確保いたしました。今後も継続して、財務基盤の安定化を図ってまいります。

以上により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

減損損失について

当社が保有している固定資産については、月次決算において部門ごとの損益を踏まえ各種施策を実施することにより利益管理を行っておりますが、外部環境の急激な変化等により著しく収益性が低下した場合など十分なキャッシュ・フローを創出できないと判断される場合は減損損失の認識が必要となり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

財務制限条項について

当社の一部の借入金には以下の財務制限条項が付されております。

- ・2021年11月期以降、経常損益を2期連続赤字計上しないこと

当該条項に抵触し、かつ貸付人の請求がある場合は、当社は当該契約上の期限の利益を失うこととなり、ただちに債務の弁済をするための資金の確保が必要となるため、当社の財政状態及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

配当政策について

当社は設立以来、配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元は重要な経営課題であると認識しており、事業基盤の整備状況、経営成績や財政状態などを総合的に勘案の上、配当をしていきたいと考えております。

ただし、当面は、事業基盤の整備を優先することが株主価値の最大化に値するとの考えから、その原資となる内部留保の充実を基本方針としており、現時点において配当実施時期等については未定であります。

潜在株式の行使による当社株式価値の希薄化について

当社は、当社役員及び従業員に対し、当社の経営成績向上への意欲や士気を一層高めることを目的として、新株予約権付与によるストックオプション制度を採用しております。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、当社株式の1株当たりの価値が希薄化する可能性があります。

なお、本書提出日の前月末現在における新株予約権にかかる潜在株式数は257,850株であり、発行済株式総数2,632,691株の9.79%に相当しております。また当社は長期的な企業価値向上を目指し、今後もストックオプション制度を含めたインセンティブ制度を活用していく方針であります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当社は、飲食業界に特化した人材サービス業（人材紹介事業・求人広告事業）を展開しております。

当事業年度における当社を取り巻く外食産業の経営環境につきましては、COVID-19の感染拡大により度重なる緊急事態宣言の発令及び休業要請がなされたことを背景に、前事業年度に引き続き業界全体の集客数が著しく減少しており、依然として厳しい経営環境下におかれております。全国的に緊急事態宣言が解除された2021年9月30日以降については、ワクチン接種率の増加と行動制限が段階的に解除されたこともあり、外食産業にも徐々に客足が戻る様子が見られました。厚生労働省が2021年12月28日に発表した2021年11月の有効求人倍率（職業別一般職業紹介状況）は接客・給仕の職業で2.29倍、飲食物調理の職業で2.28倍と、前年同月では接客・給仕の職業で1.91倍、飲食物調理の職業で1.78倍であったため、緩やかな回復基調にはあるものの、新たな変異株による感染拡大の懸念もあり、先行きが不透明な状況が続いております。

この結果、当事業年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

(a) 財政状態

当事業年度末における資産合計は、前事業年度末に比べ357,775千円増加し、2,192,728千円となりました。当事業年度末における負債合計は、前事業年度末に比べ372,538千円増加し、1,433,202千円となりました。当事業年度末における純資産合計は、前事業年度末に比べ14,763千円減少し、759,525千円となりました。

(b) 経営成績

当事業年度の経営成績は、売上高1,035,549千円（前期比28.4%減）、営業損失338,705千円（前事業年度は営業損失615,048千円）、経常損失342,762千円（前事業年度は経常損失558,081千円）、当期純損失422,706千円（前事業年度は当期純損失599,593千円）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

（人材紹介事業）

人材紹介事業におきましては、「cookbiz」（ ）サイトへご登録いただいた転職を希望される方へ、転職先を紹介する事業を運営しております。

当事業年度におきましては、求人企業と求職者のマッチング率向上に向け、求人企業の開拓や取扱求人数の拡大を行うとともに、第1四半期より、飲食業界の苦境を踏まえ、採用における負担を軽減できる新サービスである「人材紹介プラス」の提供を本格的に開始しました。人材紹介事業全体の売上高につきましては、緊急事態宣言が数度発令された影響もあり第3四半期までは低調に推移しておりました。しかし、緊急事態宣言が解除された2021年9月30日以降につきましては飲食店などの営業再開に伴い、緩やかな回復基調にあります。

その結果、当セグメントにおける売上高は506,755千円（前期比35.1%減）、セグメント損失は168,208千円（前事業年度はセグメント損失246,138千円）となりました。

（求人広告事業）

求人広告事業におきましては、求人広告サイトである「cookbiz」（ ）の事業を運営しております。

当事業年度におきましては、飲食業界の人材採用における採用要件の高度化、ピンポイント化を踏まえ、サブスクリプション型スカウトサービスである「ダイレクトプラス」の月額制プランの提供の開始や今夏限定でダイレクトプラスとフーカレ e-ラーニングサービスをセットにしたプランの提供等商品ラインナップの強化を図りました。売上高につきましては、継続的なCOVID-19の影響により苦戦を強いられておりましたが、緊急事態宣言の解除以降は求人ニーズも従前までではないものの、回復しております。

その結果、当セグメントにおける売上高は528,794千円（前期比20.5%減）、セグメント利益は34,415千円（前事業年度はセグメント損失151,561千円）となりました。

cookbiz：当社は人材紹介事業及び求人広告事業ともに「cookbiz」の同一ブランドにて展開しております。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末と比較して638,660千円増加し、1,949,519千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における営業活動の結果、使用した資金は219,056千円（前事業年度は785,932千円の使用）となりました。その主な要因は、非資金項目である減損損失86,577千円、法人税等の還付及び還付加算金の受取額118,209千円等の資金の増加に対し、税引前当期純損失428,472千円等の資金の減少があったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における投資活動の結果、獲得した資金は1,288千円（前事業年度は16,055千円の使用）となりました。その主な要因は、敷金の差入による支出5,189千円、有形固定資産の取得による支出6,889千円、無形固定資産の取得による支出7,773千円、資産除去債務の履行による支出33,186千円等による資金の減少に対し、敷金の回収による収入54,506千円の資金の増加があったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における財務活動の結果、得られた資金は856,428千円（前事業年度は719,376千円の獲得）となりました。その主な要因は、短期借入金の返済による支出400,000千円、長期借入金の返済による支出150,000千円等の資金の減少に対し、短期借入れによる収入500,000千円、長期借入れによる収入500,000千円、株式の発行による収入403,684千円等の資金の増加があったことによるものです。

生産、受注及び販売の実績

(a) 生産実績

当社が提供するサービスには生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

(b) 受注実績

生産実績と同様の理由により、受注実績に関する記載はしていません。

(c) 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)	
	金額(千円)	前事業年度比(%)
人材紹介事業	506,755	35.1
求人広告事業	528,794	20.5
合計	1,035,549	28.4

(注) 1. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は総販売実績の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積りおよび当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たりまして、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

なお、COVID-19の拡大に伴う会計上の見積りについては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (追加情報)」に記載しております。

(a) 減損損失

固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては事業計画等の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度以降の財務諸表において減損損失が発生する可能性があります。

(b) 繰延税金資産

繰延税金資産の回収可能性の判断については、将来の課税所得を合理的に見積り、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲内で繰延税金資産を計上することになります。COVID-19の拡大による事業活動への影響は不透明であり、繰延税金資産の回収可能性を合理的に見積ることは困難と判断したことから、繰延税金資産を計上していません。

(c) 継続企業の前提の評価

当社は、継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無の判断にあたり、貸借対照表日の翌日から1年間のキャッシュ・フローを見積っております。市況の変動等によりキャッシュ・フローが大幅に変動した場合、当該不確実性の判断に影響を及ぼす可能性があります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(a) 財政状態の分析

(資産)

当事業年度末の総資産は2,192,728千円(前期比19.5%増)となりました。

流動資産は2,110,187千円(前期比31.5%増)となりました。その主な要因は、未収還付法人税等が120,068千円、未収消費税等が65,058千円それぞれ減少したものの、現金及び預金が638,660千円、売掛金が35,198千円それぞれ増加したためであります。

固定資産は82,540千円(前期比64.1%減)となりました。その主な要因は、固定資産の除却及び減損損失により建物(純額)が54,627千円、ソフトウェアが20,421千円減少したためであります。

(負債)

当事業年度末における負債合計は1,433,202千円(前期比35.1%増)となりました。

流動負債は918,717千円(前期比7.4%増)となりました。その主な要因は、資産除去債務が14,142千円減少したものの、短期借入金が100,000千円増加したためであります。

固定負債は514,484千円(前期比151.0%増)となりました。その主な要因は、金融機関からの借入により長期借入金が350,000千円増加したためであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は759,525千円(前期比1.9%減)となりました。その主な要因は第三者割当による増資及び新株予約権の行使により資本金及び資本剰余金がそれぞれ203,605千円増加したものの、当期純損失の計上により利益剰余金が422,706千円減少したためであります。

(b) 経営成績の分析

(売上高)

当事業年度の売上高は1,035,549千円(前期比409,793千円減)となりました。要因としては、COVID-19の感染拡大に伴う飲食店の長期の休業や営業時間短縮等に伴う来客数の減少に加え、リモートワークの拡大等による都市部での会食や宴席の減少があり、求人ニーズが激減したためであります。

(営業損益及び経常損益)

当事業年度は、拠点の縮小及び移転に伴う地代家賃の削減など不要不急の支出を最大限抑制したものの、売上が大幅に落ち込んだことにより営業損失338,705千円(前事業年度は615,048千円の営業損失)となり、さらに営業外収益として利子補給金3,068千円の計上や、営業外費用として支払利息9,822千円及び株式報酬費用1,214千円の計上により経常損失342,762千円(前事業年度は558,081千円の経常損失)となっております。

(特別損益、当期純利益)

当事業年度の特別損失は86,577千円(前事業年度は83,679千円)となりました。減損損失86,577千円の計上によるものとなります。また、法人税等(法人税等調整額を含む)は5,766千円となりました。

上記の結果、当事業年度の当期純損失は422,706千円(前事業年度は599,593千円の当期純損失)となりました。

(c) キャッシュ・フローの分析

当社は、運転資金及び設備投資の調達に際しては自己資金を基本としておりますが、必要に応じて銀行からの借入又は第三者割当増資による調達を行う方針であります。

当社の事業活動における運転資金需要の主なもの、営業活動上において必要な人件費や広告費用の営業費用であります。

当社のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(d) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、事業内容、事業体制等、様々な要因の変化の影響を受ける可能性があります。このため、事業環境を注視するとともに、新規事業の開拓、組織体制の整備及び内部統制システムの強化等により、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散し、リスクの発生を抑え、適切に対応するよう努めてまいります。

(e) 経営戦略の現状と見通し

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の通りであります。

(f) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社が継続的に成長していくためには、経営者は「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等、2 事業等のリスク」に記載の様々な課題に対応していくことが必要であると認識しております。それらの課題に対応するために経営者は常に外部環境の構造や変化に関する情報の入手及び分析を行い、現在及び将来における事業環境を確認し、その間の課題を認識すると同時に最適な解決策を実施していく方針であります。

4【経営上の重要な契約等】

当社は、2021年7月16日開催の取締役会において、第三者割当による新株式及び第3回新株予約権を発行することを決議し、割当先との間で、2021年8月2日付で本新株式及び新株予約権に係る引受契約を締結いたしました。詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況 その他の新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社の営業所については、複数のセグメントを跨いで営業活動を行っております。従って、報告セグメントごとの設備投資の額を明確に区分できないため一括して記載しております。

当事業年度の設備投資は11,504千円（無形固定資産（商標権を除く）を含み、資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額は含んでおりません。）であります。主な内容は、内装工事に伴う建物設備1,924千円、基幹システム開発等に伴うソフトウェア等4,615千円であります。

また、当事業年度において減損損失86,577千円を計上しております。この内訳は建物54,381千円、工具、器具及び備品4,303千円、ソフトウェア25,929千円及び商標権1,963千円であります。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2021年11月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	ソフトウェア 仮勘定 (千円)	合計 (千円)	
本社 (大阪市北区)	全社 (共通)	本社機能 営業施設	1,343	254	-	195	1,792	73
東京オフィス (東京都渋谷区)	全社 (共通)	営業施設	-	0	-	-	0	27
名古屋オフィス (名古屋市中区)	全社 (共通)	営業施設	4,259	0	-	-	4,259	6

(注) 1. 上記金額には、資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額は含まれておりません。

2. 本社及び各事業所は賃借物件であり、その概要は以下のとおりであります。

事業所名	床面積 (㎡)	年間賃借料 (千円)
本社	531.45	49,369
東京オフィス	47.00	44,509
名古屋オフィス	66.01	14,436

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 新橋オフィスは東京都港区から東京都渋谷区へ移転し、2021年9月21日より東京オフィスとして業務を開始しております。なお、年間賃借料は移転前の賃借料を含んでおります。

3. 名古屋オフィスは愛知県名古屋市中村区から愛知県名古屋市中区へ移転し、2021年10月11日より業務を開始しております。なお、年間賃借料は移転前の賃借料を含んでおります。

3【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

(3) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,000,000
計	7,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2021年11月30日)	提出日現在発行数(株) (2022年2月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,632,691	2,632,691	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	2,632,691	2,632,691	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2022年2月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

2014年8月21日臨時株主総会決議

決議年月日	2014年8月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 1
新株予約権の数(個)	68,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 68,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	680 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2016年8月22日 至 2024年8月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 680 資本組入額 340
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2021年11月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2022年1月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。
ただし、新株予約権の発行日後、当社が株式分割及び株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとしております。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
2. 新株予約権の発行日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとしております。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の発行後に時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使によるものを除く)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また新規発行には処分も含むものとし、その場合の「新規発行株式数」は「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好な関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数および行使の時期について当社取締役会の承認を要するものとする。
 - (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - (4) 新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日および権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。
 - (5) その他の行使条件は、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
4. 当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割および当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができるものとしております。

2017年2月24日定時株主総会決議

決議年月日	2017年2月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 102
新株予約権の数(個)	18,550 [16,850]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 18,550 [16,850] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,170 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2019年3月10日 至 2027年2月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,170 資本組入額 585
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2021年11月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の発行日後、当社が株式分割及び株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとしております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

株主総会決議時点では、87,250株でしたが、その後、契約に基づき、一部の株式は失効しており、上記株数は2022年1月31日時点での有効な株式総数になります。

2. 新株予約権の発行日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行後に時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使によるものを除く)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また新規発行には処分も含むものとし、その場合の「新規発行株式数」は「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好な関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数および行使の時期について当社取締役会の承認を要するものとする。

(3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(4) 新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日および権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。

(5) その他の行使条件は、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4. 当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割および当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができるものとしております。

2021年11月26日臨時株主総会決議

決議年月日	2021年11月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 12
新株予約権の数(個)	630
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 63,000 (注) 1, 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,377 (注) 2, 3
新株予約権の行使期間	自 2023年11月27日 至 2031年11月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,377 資本組入額 689
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

付与日(2021年12月15日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2022年1月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権の数

630個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式63,000株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。本新株予約権はインセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないことは有利発行に該当しない。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の1株当たりの時価}} \\ \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2023年11月27日から2031年11月26日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2021年12月23日

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株

予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3.(4)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3.(6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5.に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2021年7月16日
新株予約権の数(個)	1,100
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 110,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額 1,071 (注)4,5
新株予約権の行使期間	2021年8月2日から2023年8月1日まで(注)6
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)11
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。(注)7
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9

当事業年度の末日(2021年11月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2022年1月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であり、本行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式410,000株、割当株式数は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額((注)4に定義する。以下同じ。)が修正されても変化し

ない(ただし、割当株式数は調整されることがある。)。なお、行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

- (2) 本新株予約権の行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、2021年8月2日以降、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日に、当該効力発生日の前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正される。
- (3) 行使価額の修正頻度：行使の際（（注）4に定義する。以下同じ。）に該当する都度、修正される。
- (4) 行使価額の下限：714円（ただし、（注）5に従い調整される。以下「下限行使価額」という。）
- (5) 割当株式数の上限：本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式410,000株（2021年7月16日現在の当社発行済株式総数2,262,691株に対する割合は18.1%）、割当株式数は100株で確定している。
- (6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（下限行使価額にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額）：292,740,000円（ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。）
- (7) 本新株予約権には、当社取締役会の決議等により本新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられている。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式410,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が（注）5の規定に従って行使価額（（注）3第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、（注）5に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる（注）5第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、1,071円とする。但し、行使価額は（注）5に定めるところに従い調整されるものとする。

4. 行使価額の修正

当社は、本新株予約権の割当日の翌日（すでに本項に基づく行使価額の修正が行われたことがあるときは、直前の修正が行われた日の翌日）から起算して6ヶ月を経過した日以降に行われる当社取締役会の決議によって、行使価額を、当該取締役会の決議が行われる日の直前の取引日（株式会社東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、株式会社東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。以下同じ。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日時価」という。）に修正することができる。但し、修正基準日時価が714円（但し、（注）5の規定による調整を受ける。）を下回る場合には、下限行使価額をもって修正後の行使価額とする。

当社は、かかる修正を決定したときは速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額の修正の効力は当該通知が到達した日の翌取引日に生じるものとする。

5. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{1株当たり} \times \text{の} \text{払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する交付株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
6. 本新株予約権の行使期間
- 2021年8月2日から2023年8月1日（但し、2023年8月1日が取引日でない場合にはその前取引日）までの期間とする。但し、（注）9に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。
7. その他の本新株予約権の行使の条件
- (1) 本新株予約権の行使により、行使にかかる本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（2021年7月16日）時点における当社発行済株式総数（2,262,691株）の10%（226,269株）（但し、（注）5第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超えることとなる場合の、当該10%（但し、（注）5第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。
- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権の一部行使はできない。
8. 新株予約権の取得事由
- 本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20取引日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、按分比例、抽選その他の合理的方法により行うものとする。
9. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
- 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編当事会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 新たに交付される新株予約権の数

本新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

- (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類
再編当事会社の同種の株式
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件
(注)6乃至(注)9、(注)10及び(注)11に準じて、組織再編行為に際して決定する。
- (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

10. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

12. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、(注)6に定める行使期間中に行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額及び割当株式数乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を現金にて(注)14に定める払込取扱場所の当社が指定する口座(以下「指定口座」という。)に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

13. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

14. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 大阪支店

15. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間の割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を700円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は(注)3記載のとおりとし、当初の行使価額は、当該発行にかかる取締役会決議日の前日(2021年7月15日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値1,190円に0.9を乗じて得た金額を基に決定した。

16. 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取り決めの内容

(注)7記載のとおりとする。

17. 当社の株券の売買について所有者との間の取決めの内容

該当事項なし。

18. 当社の株券の貸借に関する事項について所有者と当社の特別利害関係者等との間で締結される取決めの内容

本新株予約権の発行に伴い、当社の大株主である藪ノ郁子はその保有する当社株式について、本新株予約権の転換を円滑にするために消費貸借契約を締結し、割当先への貸株を行う。

19. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし。

20. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

(第3回新株予約権)

	第4四半期会計期間 (2021年9月1日から 2021年11月30日まで)	第14期 (2020年12月1日から 2021年11月30日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	3,000	3,000
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	300,000	300,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	1,071	1,071
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	321	321
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	3,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	300,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	1,071
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	321

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2017年3月3日 (注)1	10,000	1,812,941	5,850	62,849	5,850	55,849
2017年11月27日 (注)2	300,000	2,112,941	310,500	373,349	310,500	366,349
2017年12月27日 (注)3	63,400	2,176,341	65,619	438,968	65,619	431,968
2017年12月1日～ 2018年11月30日 (注)4	1,000	2,177,341	340	439,308	340	432,308
2018年12月17日 (注)5	8,300	2,185,641	7,905	447,214	7,905	440,214
2019年3月18日 (注)6	13,000	2,198,641	12,499	459,714	12,499	452,714
2018年12月1日～ 2019年11月30日 (注)4	23,560	2,222,201	11,822	471,536	11,822	464,536
2019年12月1日～ 2020年11月30日 (注)4	27,490	2,249,691	9,711	481,248	9,711	474,248
2021年8月2日 (注)7	70,000	2,319,691	37,485	518,733	37,485	511,733
2020年12月1日～ 2021年11月30日 (注)4	313,000	2,632,691	166,120	684,853	166,120	677,853

(注)1. 有償第三者割当

発行価額 1,170円
資本組入額 585円
払込金総額 11,700千円
割当先 クックビズ従業員持株会

2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 2,250円
引受価額 2,070円
資本組入額 1,035円
払込金総額 621,000千円

3. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 2,070円
資本組入額 1,035円
割当先 大和証券株式会社

4. 新株予約権の行使による増加であります。

5. 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行によるものであります。

割当先 当社従業員21名
発行価格 1,905円
資本組入額 952.5円

6. 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行によるものであります。

割当先 当社取締役(社外取締役を除く。)3名
発行価格 1,923円
資本組入額 961.5円

7. 有償第三者割当

発行価格 1,071円
資本組入額 535.5円
払込金総額 74,970千円

割当先 マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社及びSCSV1号投資事業有限責任組合

(5) 【所有者別状況】

2021年11月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	20	23	13	3	1,534	1,595	-
所有株式数(単元)	-	1,051	2,988	1,612	196	9	20,456	26,312	1,491
所有株式数の割合(%)	-	3.99	11.36	6.13	0.74	0.03	77.74	100.00	-

(注) 自己株式5,812株は「個人その他」に58単元、「単元未満株式の状況」に12株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
藪ノ 賢次	兵庫県芦屋市	1,054	40.15
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	209	7.98
藪ノ 郁子	兵庫県芦屋市	168	6.41
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	東京都千代田区大手町1丁目6番1号	88	3.36
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	83	3.19
各務 正人	東京都港区	70	2.66
生田 亮人	奈良県桜井市	38	1.46
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	32	1.25
SCSV1号投資事業有限責任組合	東京都渋谷区渋谷2丁目21-1	30	1.14
伊藤アセットマネジメント株式会社	長野県下伊那郡下籾村陽阜4502-1	28	1.09
計	-	1,804	68.70

(注) 2019年10月2日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友DSアセットマネジメント株式会社が、2019年9月25日現在で以下の株式を所有されている旨記載されているものの、当社として議決権行使基準日現在における実質所有株式数の確認が出来ませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号	87	3.94

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 5,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,625,400	26,254	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 1,491	-	-
発行済株式総数	2,632,691	-	-
総株主の議決権	-	26,254	-

(注)「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式12株が含まれております。

【自己株式等】

2021年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
クックビズ株式会社	大阪市北区芝田 2-7-18	5,800	-	5,800	0.22
計	-	5,800	-	5,800	0.22

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第13号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	2,434	36
当期間における取得自己株式	1,159	-

(注)1.普通株式の自己株式の増加事由は以下のとおりであります。

単元未満株式の買取 34株

譲渡制限付株式の無償取得 2,400株

2.当期間における取得自己株式には、2022年2月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取及び譲渡制限付株式の無償取得による株式数は含まれておりません。

3.2021年12月1日から2022年1月31日までの間に、譲渡制限付株式の無償取得により、自己株式が1,159株増加しております。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行なった取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行なった取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行なった取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	5,812	-	6,971	-

(注)当期間における保有自己株式数には、2022年2月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は現在成長過程にあり、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当は実施しておりません。当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、内部留保の充実を図り、収益力強化や事業基盤整備のための投資に充当することにより、なお一層の事業拡大を目指すことが、将来において安定的かつ継続的な利益還元につながるものと考えております。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化を図るとともに、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、将来の事業展開のための財源として利用していく予定であります。

将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益配分を検討しますが、配当実施の可能性及びその実施時期については現時点において未定であります。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

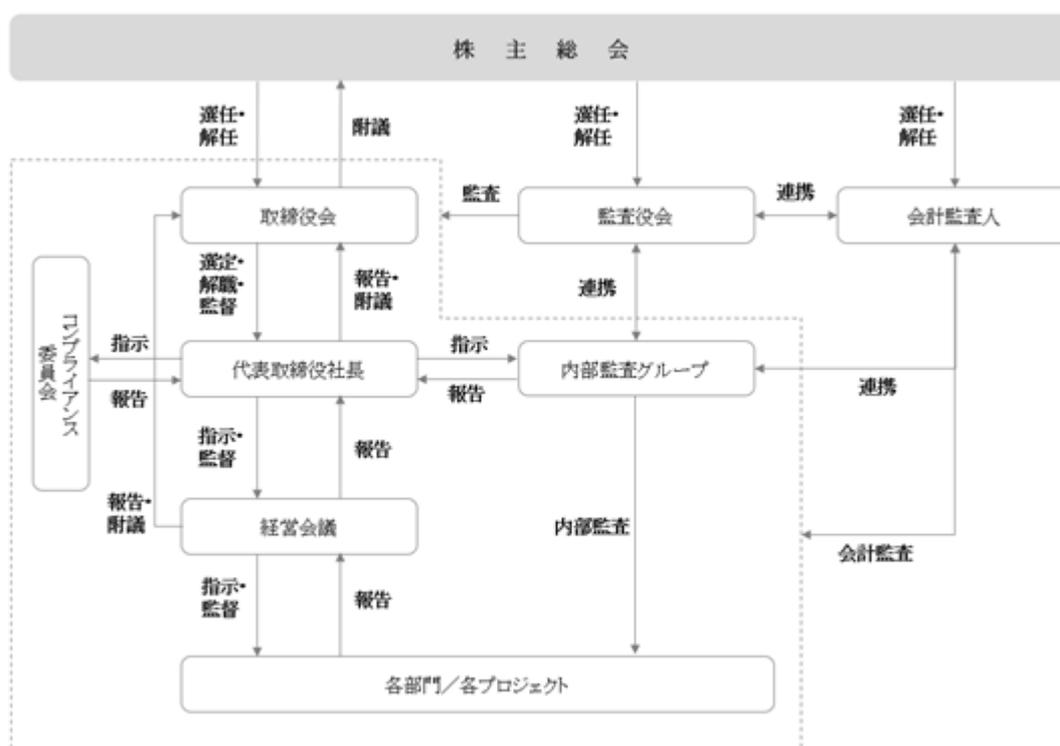
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値の向上を目指した経営の透明性の確保、コンプライアンス体制の整備及び情報開示の推進などを通して、コーポレート・ガバナンス機能の強化を図っております。また、株主を含む全てのステークホルダーの利益を最大限に尊重するという責務を果たすためには、経営の迅速化を図ることが重要であると認識しております。今後一層、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を講じることにより、コーポレート・ガバナンス機能をさらに強化していくことが経営の最重要課題の一つであると位置づけております。

具体的には、社外取締役を1名設置し、客観的視点からの意見を積極的に受け入れ、経営に対するチェック機能を高めております。監査役3名のうち、2名が社外監査役であり、社外取締役と合わせてコーポレート・ガバナンス機能を強化しております。また、当社は意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図るため、職務権限上取締役会に次ぐ意思決定機関として経営会議を設けております。常勤監査役を含めた経営会議（毎月1回以上開催）において重要事項の審議を行うことで企業経営の健全化を図っております。経営会議に付議された議案のうち必要なものについては取締役会に上程されます。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役3名で構成される取締役会及び監査役3名で構成される監査役会を設置する監査役会設置会社であります。このうち社外取締役を1名、社外監査役を2名選任していることから、外部の視点からの経営監督機能は有効に機能していると判断し、この体制を採用しております。合わせて社長直轄の内部監査グループを設置し、実効的な監督体制のもと、経営の健全性の確保を図っております。また、会計監査人としては有限責任あずさ監査法人を選任しております。コンプライアンスや重要な法的判断については、顧問弁護士と連携する体制をとっております。当社のコーポレート・ガバナンス体制は下図のとおりであります。



(a) 取締役会

当社の取締役会は、取締役3名(うち社外取締役1名)で構成されており、代表取締役社長 藪ノ賢次が議長を務めております。その他の構成員は取締役1名(鳥海直樹)及び社外取締役1名(吉崎浩一郎)であり、定時の取締役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時の取締役会を開催しております。取締役会では法令、定款及び規程で定められた事項や重要な経営に関する意思決定を行う他、取締役から業務執行状況の報告を適時受けております。また取締役会には全ての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

(b) 経営会議

当社の経営会議は、取締役2名、常勤監査役1名、執行役員2名で構成されており、代表取締役社長 藪ノ賢次が議長を務めております。その他の構成員は取締役1名（鳥海直樹）、常勤監査役1名（遠藤隆史）、執行役員2名であり、毎月1回以上、開催しております。経営会議は、職務権限上、取締役会に次ぐ意思決定機関であり、経営に関する重要な事項の審議を行い、権限が一部に集中しないよう議決に加わることが出来る構成員の過半数をもって決議しております。また、各部門間における情報共有及び意見交換の場としても機能し、活発な議論を行っております。経営会議の内容は社外取締役に共有しております。

(c) 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名（社外監査役）により構成されており、常勤監査役遠藤隆史が議長を務めております。その他の構成員は非常勤監査役2名（嶋内秀之、福本洋一）であり、定時の監査役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時の監査役会を開催しております。監査役会では、監査計画や重要な事項を協議するとともに、監査役監査及び内部監査の内容を相互に共有しております。

企業統治に関するその他の事項

(a) 内部統制システムの整備状況

当社は企業経営の透明性及び公平性の担保、またコンプライアンス遵守を徹底するため、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。また取締役会にて業務の適正性を確保する体制整備の基本方針として「内部統制基本方針書」を定めており、その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

1．取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役は、会社経営に関する重要事項および業務執行状況を取締役会に報告して情報の共有化を図り、それに関する意見を交換することにより、取締役会による取締役の業務執行の監督を充実させる。

(2) 取締役会は、取締役会規程に従い取締役会に附議された議案が十分審議される体制をとり、会社の業務執行に関する意思決定が法令および定款に適合することを確保する。

代表取締役社長は、法令もしくは取締役会から委任された会社の業務執行を行うとともに、取締役会の決定、決議および社内規則に従い業務を執行する。

(3) 取締役を含む役員が、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準としての企業理念の他、コンプライアンス規程を制定し、法令および定款の遵守ならびに浸透を図る。また、役員に対して、重大な不祥事・事故について速やかに周知する他、必要な教育を実施する。

(4) 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報については、法令、定款及びその他の社内規程に則り作成、保存、管理する。

(2) 「取締役会」「経営会議」、その他の重要な会議における意思決定に係る情報、代表取締役社長その他の重要な決裁に係る情報ならびに財務、その他の管理業務、リスクおよびコンプライアンスに関する情報について、法令・定款および社内規程等に基づき、その保存媒体に応じた適切かつ確実な検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、法令遵守やリスク管理についての徹底と指導を行う。組織としてコンプライアンス委員会及び内部監査グループを設置し、リスクの状況把握・監視を行い、取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告する。会社に発生した、または発生する恐れのあるリスクを発見した役員が連絡できる窓口を設ける。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会は権限分配を含めた効率的な業務遂行システムを構築し、職務執行の効率化・迅速化を図る。

(2) 取締役会は、中期経営計画を設定し、代表取締役社長、取締役がその達成に向けて職務を遂行した成果である実績を管理する。

(3) 取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務の執行状況について報告を行い、取締役の職務の執行について監視・監督を行う。また、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を毎月1回以上開催する。

5．取締役会の役割と責任

取締役会は、法令、定款及びその他の社内規程に基づき、財務報告と内部統制の整備・運用につき監督する役割と責任を負う。これには経営者が職務の執行を効率的に行っているかに関する評価も含まれる。

6．使用人の職務の執行が法令、定款及びその他の社内規程に適合することを確保するための体制

- (1) 使用人が、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準としての企業倫理の他、コンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス規程に違反する行為を未然に防ぐため、通報窓口を設ける。
- (2) 適宜コンプライアンス研修を実施し、法令および定款の遵守ならびに浸透を図る。

7．監査役の役割と責任

監査役は、取締役の職務執行に対する監査の一環として、経営執行機能から独立した立場から、取締役による内部統制の整備・運用状況を監査し、必要に応じ取締役会に対しその結果を報告し、内部統制の改善を助言、または勧告する役割と責任を負う。

8．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の業務が適切に行われるよう対応することとする。

9．前項の使用人の取締役からの独立性および監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当該使用人の任命・評価・異動については、監査役の意見を尊重して行う。
- (2) 当該使用人は監査役の指揮命令に従うものとする。
- (3) 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役の業務を優先して従事するものとする。

10．取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役および使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務の執行状況について報告する。
- (2) 取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき、速やかに監査役に報告する。
- (3) 「コンプライアンス規程」に基づき報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることがないよう、規程等を整備する。

11．監査費用の前払又は償還の手続その他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行に必要な費用又は債務は当社が負担し、監査費用の前払い等の請求があった場合は、速やかに当該費用の支給を行うものとする。

12．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、監査上の重要課題について意思疎通を行うものとする。
- (2) 監査役は、必要に応じて会計監査人等外部の専門家と意見および情報の交換を行うことができるものとする。
- (3) 監査役は、内部監査グループと相互連携を図る。

13．内部監査グループの役割と責任

内部監査グループは、代表取締役社長の承認する計画に基づき、「内部監査規程」に定める対象組織について、その経営目標・事業目標やリスクに照らして、財務報告、内部統制の設計の適合性、及び運用の状況を、独立性を持って検証する役割と責任を負う。監査対象組織は、内部監査グループの要求に応じて正確で完全な情報を提供する。

14．財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制

- (1) 財務報告の適正性と信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムの構築を行う。
- (2) 適正かつ適時の財務報告のために、法令および会計基準に沿った財務諸表を作成し、情報開示に関連する規程に則り、協議・検討・確認を経て開示する体制を整備する。
- (3) 評価・改善結果は、代表取締役社長を通じ、取締役会、及び監査役に適宜報告する。
- (4) 重要な欠陥等が発見された場合、担当部署への報告に加え、代表取締役社長を通じ、取締役会、及び監査役に適宜報告する。

(b) リスク管理体制の整備状況

イ. リスク管理体制の整備状況

当社は、持続的な成長を確保するためにリスク管理規程を定め、経営に重大な影響を及ぼすリスクを的確に認識・評価するとともに、リスクに適切に対処し、ステークホルダー含む社会や当社の経営への影響を最小限に留めることを行動の基本としております。コーポレート本部が主管部署となり、各部門との情報共有を行うことや、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの早期発見と未然防止に努めております。また想定されるリスクを洗い出し、それぞれのリスクの経済的損失・人的損失や社会的信用低下など影響力と発生頻度を評価し、対策に反映させております。

ロ. コンプライアンス体制の整備状況

コンプライアンス規程を定め、取締役及び社員全員がコンプライアンスの担い手として、当社行動指針に則りコンプライアンスの推進に取り組んでおります。また、これらの者がコンプライアンスを実践する手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を作成するとともに、遵守すべき法令や社内規程等に関する研修を定期的に実施し、コンプライアンスを重視する企業文化・理念の徹底を図っております。

また、コンプライアンス推進のために、コンプライアンス担当責任者を定め、コンプライアンス委員会を組織し、運営を行っております。

法令や社内規程等に違反する行為、またはそのおそれのある行為への迅速かつ適切な対処を図るため、通常の報告ルートに加え、内部通報窓口を設置し、窓口として業務執行者でない常勤監査役及び外部窓口として顧問弁護士を設定しており、社内外の報告・通報・相談を受け付けております。

同時に、顧客や求職者情報を保護するとともに、機密情報その他の情報を適切に管理するため、個人情報保護規程を定めプライバシーマークを取得しております。

内部監査の実効性を確保するため、内部監査規程を定め被監査部門とは独立した内部監査グループを設置しております。内部監査グループは年度ごとに策定する内部監査方針及び内部監査計画に基づき、当社のすべての業務を対象とした内部監査を適切に実施し、必要に応じて対象部署に対して改善を指示しております。内部監査結果および改善状況等を定期的に代表取締役社長に報告しております。

(c) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役、社外監査役ともに、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(d) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(e) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により被保険者である役員が、株主代表訴訟、第三者訴訟により、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は当該保険契約の免責事項としており、また、補填する額について限度額を設けております。

(f) 取締役の定数

当社の取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

(g) 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、選任決議は累積投票によらないものとする旨、定款に定めております。また、解任の決議につきましては、定款において特別の定めを行っておりません。

(h) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(i) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(j) 中間配当の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会決議により毎年5月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	藪ノ 賢次	1980年5月2日生	2005年5月 有限会社ネクシティ設立 2007年12月 当社設立代表取締役 2016年2月 当社代表取締役社長(現任)	(注) 3	1,054,800
取締役	鳥海 直樹	1980年10月2日生	2003年4月 株式会社N T Tデータシステムズ(現株式会社N T Tデータビジネスシステムズ)入社 2007年5月 ヤフー株式会社(現Zホールディングス株式会社)入社 2011年1月 株式会社リクルートエージェント(現株式会社リクルート)入社 2018年1月 株式会社トラストリッジ入社 2018年4月 同社 取締役 2018年11月 タイプエックス・アンド・カンパニー株式会社設立 代表取締役(現任) 2021年11月 当社取締役 2021年12月 当社取締役 サービスデザイン本部管掌 エグゼクティブマネージャー(現任)	(注) 3	-
取締役	吉崎 浩一郎	1966年11月28日生	1990年4月 三菱信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社)入社 1996年7月 日本A T & T株式会社入社 1998年4月 シュローダー・ベンチャーズ株式会社入社 2000年4月 同社 パートナー 2002年7月 株式会社M K Sパートナーズ入社パートナー 2005年9月 カーライル・ジャパン・エルエルシー入社 2009年10月 株式会社グロース・イニシアティブ設立 代表取締役(現任) 2011年9月 株式会社アルフレックスジャパン取締役(現任) 2013年11月 株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)取締役 2015年9月 株式会社イード 取締役(現任) 2016年2月 当社取締役(現任) 2016年7月 ライフスタイルアクセント株式会社取締役(現任) 2016年11月 プティックス株式会社 取締役(現任) 2017年2月 グロースポイント・エクイティLLP設立 代表パートナー(現任) 2017年5月 株式会社No. 1 取締役(現任) 2018年8月 株式会社ニューズ・ツー・ユーホールディングス 取締役(現任)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	遠藤 隆史	1975年 8月 1日生	1998年 9月 社団法人レジャー・スポーツダイビング産業協会入職 2003年 4月 株式会社サンダス・リゾート(現ウィングダム・デスティネーションズ・ジャパン株式会社)入社 2010年 5月 株式会社エボック・ジャパン(現株式会社家族葬のファミーユ)入社 2014年 4月 当社入社 2014年 7月 当社人材紹介事業部 課長 2017年 2月 当社人材紹介事業部 部長代理 2018年12月 当社内部監査室 室長 2019年 7月 当社仮監査役 2020年 2月 当社内部監査室 室長 2021年 2月 当社監査役(現任)	(注) 4	200
監査役	嶋内 秀之	1973年 7月30日生	1996年 4月 オリックス株式会社入社 2009年 9月 株式会社アントレプレナーファクトリー設立 代表取締役(現任) 2009年 9月 立命館大学経営学部 非常勤講師 2009年 9月 立命館大学大学院経営学研究科 非常勤講師(現任) 2013年12月 当社監査役(現任)	(注) 4	-
監査役	福本 洋一	1975年 9月12日生	2003年10月 弁護士登録 弁護士法人第一法律事務所 入所 2014年 1月 弁護士法人第一法律事務所 パートナー(現任) 2016年 2月 特定非営利活動法人日本システム監査人協会 理事(現任) 2017年 2月 当社監査役(現任)	(注) 4	-
計					1,055,000

- (注) 1. 取締役吉崎浩一郎は、社外取締役であります。
2. 監査役嶋内秀之、福本洋一は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2022年 2月25日開催の定時株主総会の終結の時から 1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2021年 2月19日開催の定時株主総会の終結の時から 4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

社外取締役及び社外監査役は、社内の視点に偏らない客観的な立場から、経営者や専門家として豊富な経験や幅広い見識に基づき、経営上の助言を行い、また、取締役の業務執行に対する監督機能及び監査役の監査機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを健全に機能させることが役割と考えております。これらの社外取締役、社外監査役と当社の間には、特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから、株式会社東京証券取引所に独立役員として指定し、届け出ております。

社外取締役の吉崎浩一郎は、株式会社グロース・イニシアティブの代表取締役であり、会社経営に関する豊富な経験と見識から、当社の経営の監督と助言を行うことを期待して選任しております。なお、同氏と当社の間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

社外監査役の嶋内秀之は、株式会社アントレプレナーファクトリーの代表取締役であるとともに、立命館大学大学院経営学研究科と立命館大学の非常勤講師を務められ、会社経営に関する豊富な知識と経験を有していることから、当社の経営に関する適切なモニタリングを行うことを期待して選任しております。なお、同氏と当社の間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

社外監査役の福本洋一は、長年にわたり弁護士業務の経験を重ね、また特定非営利活動法人日本システム監査人協会の理事を務めるなど、豊富な知識と幅広い知識を有していることから、当社の経営に関する適切なモニタリングを行うことを期待して選任しております。なお、同氏と当社の間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係につきましては、相互の連携を図るために定期的に意見交換及び情報交換を行っており、十分な連携が取れていると考えております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は監査役会設置会社であり、常勤監査役1名と非常勤監査役2名(社外監査役)により構成されております。

当事業年度においては監査役会を13回開催しており、個々の出席状況は以下のとおりであります。

氏名	出席状況
高瀬 博	3回 / 3回
遠藤 隆史	10回 / 10回
嶋内 秀之	13回 / 13回
福本 洋一	13回 / 13回

- (注) 1. 高瀬博氏は、2021年2月19日開催の当社定時株主総会をもって、辞任により退任いたしました。
2. 2021年2月19日に監査役(常勤)に就任した遠藤隆史氏につきましては、監査役就任以降に開催した監査役会を対象とした出席状況であります。

(監査活動状況)

当社における監査役監査は監査役会規程に則り、監査役会が定めた方針及び監査計画に基づいて、以下のとおり監査活動を行いました。

1. 監査役会の開催
2. 監査役往査の実施
3. 取締役との面談
4. 決裁書類の監査
5. 取締役会及び重要会議への出席
6. 当社開示情報のチェック
7. 監査法人との連携

これらの活動のうち常勤監査役として以下の内容を実施しております。

- 監査役会を議長として開催し、議事録の作成を行う
- 取締役会に出席して適時に意見を述べ、状況についての調書を作成
- 業務現場に対して監査役往査を実施し、調書を作成して監査役会に報告する

監査役会として取締役との面談を実施し、面談録を作成する
重要決裁書類の監査を実施
当社の開示情報が適時適切に開示されていることを確認し調書を作成
監査法人の監査現場への立ち合いを行い、監査役会の窓口として監査法人との連携と調整を実施

内部監査の状況

当社の内部監査は、内部監査グループ（1名）が担当しており、当社が定める内部監査規程に基づき、内部監査計画を策定し、代表取締役社長に報告する体制となっております。なお、内部監査担当者は監査役、会計監査人とそれぞれ独立した監査を実施しつつも、定期的に合同面談を実施し、会計や内部統制に関する事項はもちろん幅広く諸事項について三者で意見交換を行い、緊密な連携関係の構築に努めております。

会計監査の状況

(a) 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(b) 継続監査期間

7年間

(c) 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員・業務執行社員 西田 順一

指定有限責任社員・業務執行社員 俣野 広行

(d) 監査業務に係る補助者の構成

当社の監査業務に係る主な補助者は、公認会計士7名、その他5名となっております。

(e) 監査法人の選定方針と理由

会計監査人の選定については、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を参考として、会計監査人候補を総合的に評価し、会計監査人の選定を行っております。

(f) 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、会社法等関連規定の遵守、監査法人の業務執行体制・品質管理体制、監査業務執行の妥当性及び監査報酬の水準を考慮し、総合的に判断しております。

(g) 監査法人の異動

当社は、2022年2月25日開催の第14期定時株主総会において以下のとおり監査法人の選任を決議しております。

第14期（自 2020年12月1日 至 2021年11月30日）有限責任 あずさ監査法人

第15期（自 2021年12月1日 至 2022年11月30日）太陽有限責任監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

太陽有限責任監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当該異動の年月日

2022年2月25日

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日
2017年8月1日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項
該当事項はありません。

(5) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の現在の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、2022年2月25日開催予定の第14期定時株主総会の時をもって任期満了となります。現在の会計監査人については、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えているものの、以前より監査費用等が増加傾向であり、かつ来期以降も増加することが見込まれることを踏まえ、当社の事業規模に見合った監査対応と監査費用の相当性を比較検討し、総合的に検討した結果、新たな会計監査人として太陽有限責任監査法人を選任するものであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査役会の意見

妥当であると判断しております。

監査報酬の内容等

(a) 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
19,866	630	22,545	-

(注) 前事業年度における非監査業務の内容は、財務報告に係る内部統制に関する助言業務についての対価であります。

(b) 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬
該当事項はありません。

(c) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

(d) 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、当社の事業規模や業務の特性、監査公認会計士等の監査計画、監査内容、監査日数等の諸要素を総合的に勘案し、監査役の同意の上、監査報酬を決定しております。

(e) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人から監査計画について説明を受け、内容及び工数等につき妥当と判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の報酬は、基本報酬と非金銭報酬等で構成されており、次の通りであります。なお、業績連動報酬は設けておりません。

(a) 基本報酬について

基本報酬の個別支給額は、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内で決定しております。決定方針としては、当社の業績、事業環境、当該取締役の役割や職責、業界水準等を総合的に勘案して、事前に取締役会にて経営幹部陣に対する評価、報酬決定の背景等を説明した上で、取締役会から一任を受けた代表取締役社長が決定する手続きとなっております。なお、取締役の報酬限度額は、2017年3月28日開催の臨時株主総会にて、年額100百万円（当該株主総会終結時の員数は4名であります。）と決議しております。

賞与につきましては、求められる能力と責任に見合った水準等を総合的に勘案して、事前に取締役会にて経営幹部陣に対する評価、報酬決定の背景等を説明したうえで、取締役会決議により代表取締役社長である藪ノ賢次氏に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任することとしております。なお、当事業年度におきまして支給はありません。

また、監査役の報酬限度額は、2018年2月23日開催の第10期定時株主総会において年額20百万円以内と決議しており、経営に対する独立性の強化を目的に基本報酬のみで構成され、監査役個々の基本報酬額は、監査役の協議により決定しております。

(b) 非金銭報酬等について

非金銭報酬等は、事前交付型の譲渡制限付株式とし、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として社外取締役を除く取締役に付与することとしております。当社は2019年2月22日開催の第11回定時株主総会において、従来の取締役の報酬等とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式報酬の導入を決議しております。また、譲渡制限付株式の割当のための金銭報酬債権の総額は年額25百万円以内として決議しており、取締役の個人別の報酬等については役割や職責に応じて、総合的に勘案して取締役会にて決定しております。なお、この譲渡制限付き株式報酬につきましては、取締役会にて役員報酬制度の見直しを行なうべく、外部専門機関の指導・助言を受け、数回にわたり議論を重ね、同制度の導入決議に至っております。

また、上記とは別枠で2021年11月26日開催の臨時株主総会において、取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権付与のための報酬額として年額50百万円以内（うち、社外取締役に対しては10百万円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役1名）であります。

(c) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法につきましては、代表取締役社長である藪ノ賢次氏が取締役会の委任決議に基づき、当該事業年度における各取締役の業績評価を行い、その結果を反映し、株主総会にて決議された報酬年額の範囲内にて個人別支給額を決定しております。代表取締役社長である藪ノ賢次氏に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額の決定にあたっては、取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、かつ取締役会での審議を経ることにより恣意的な運用とならないよう努めていることから、取締役会はその内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	42,349	34,225	-	8,124	4
監査役 (社外監査役を除く。)	9,000	9,000	-	-	2
社外役員	10,800	10,800	-	-	3

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2020年12月1日から2021年11月30日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更に的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人やディスクロージャー支援会社が主催するセミナーへの参加や会計情報誌の購読等を行っております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年11月30日)	当事業年度 (2021年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,310,859	1,949,519
売掛金	55,310	90,509
未収入金	746	36,657
未収還付法人税等	120,068	-
未収消費税等	65,058	-
前払費用	54,669	35,275
その他	120	110
貸倒引当金	1,715	1,884
流動資産合計	1,605,118	2,110,187
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	63,019	8,392
工具、器具及び備品(純額)	4,535	254
有形固定資産合計	1 67,555	1 8,646
無形固定資産		
ソフトウェア	20,421	-
ソフトウェア仮勘定	6,361	195
商標権	1,152	-
無形固定資産合計	27,935	195
投資その他の資産		
敷金	131,149	73,260
長期前払費用	3,072	128
その他	120	310
投資その他の資産合計	134,342	73,699
固定資産合計	229,833	82,540
資産合計	1,834,952	2,192,728

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年11月30日)	当事業年度 (2021年11月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金	74,870	78,265
未払費用	67,262	60,008
短期借入金	2 550,000	2 650,000
未払法人税等	1,527	11,812
未払消費税等	-	3,541
前受金	104,339	67,206
預り金	4,937	9,380
賞与引当金	34,000	35,166
返金引当金	2,908	3,335
事業構造改善引当金	1,727	-
資産除去債務	14,142	-
流動負債合計	855,715	918,717
固定負債		
長期借入金	150,000	500,000
資産除去債務	40,109	14,484
繰延税金負債	11,213	-
その他	3,624	-
固定負債合計	204,948	514,484
負債合計	1,060,663	1,433,202
純資産の部		
株主資本		
資本金	481,248	684,853
資本剰余金		
資本準備金	474,248	677,853
資本剰余金合計	474,248	677,853
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	181,081	603,788
利益剰余金合計	181,081	603,788
自己株式	126	163
株主資本合計	774,288	758,755
新株予約権	-	770
純資産合計	774,288	759,525
負債純資産合計	1,834,952	2,192,728

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)	当事業年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)
売上高	1,445,342	1,035,549
売上原価	20,308	9,354
売上総利益	1,425,033	1,026,194
販売費及び一般管理費	¹ 2,040,082	¹ 1,364,900
営業損失()	615,048	338,705
営業外収益		
受取利息及び配当金	16	15
サービス利用権失効益	3,012	735
助成金収入	² 53,396	-
利子補給金	³ 354	³ 3,068
還付加算金	-	839
物品売却益	1,485	948
リベート収入	-	954
その他	2,182	639
営業外収益合計	60,448	7,201
営業外費用		
支払利息	1,439	9,822
株式報酬費用	1,749	1,214
その他	292	222
営業外費用合計	3,482	11,259
経常損失()	558,081	342,762
特別利益		
事業構造改善引当金戻入額	-	867
特別利益合計	-	867
特別損失		
固定資産除却損	⁴ 12,860	⁴ 0
減損損失	-	⁵ 86,577
事業構造改善費用	⁶ 70,818	-
特別損失合計	83,679	86,577
税引前当期純損失()	641,760	428,472
法人税、住民税及び事業税	1,981	5,447
法人税等還付税額	73,094	-
法人税等調整額	28,945	11,213
法人税等合計	42,167	5,766
当期純損失()	599,593	422,706

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)		当事業年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
外注費		20,308	100.0	9,354	100.0
当期売上原価		20,308	100.0	9,354	100.0

(注) 外注費とは、主に求人原稿作成にかかる費用や他社のデータベース利用料であり、原価性があると認められる
 ものであります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年12月1日 至 2020年11月30日）

（単位：千円）

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	471,536	464,536	464,536	418,511	418,511	79	1,354,505
当期変動額							
新株の発行（新株 予約権の行使）	9,711	9,711	9,711				19,423
当期純損失（ ）				599,593	599,593		599,593
自己株式の取得						46	46
当期変動額合計	9,711	9,711	9,711	599,593	599,593	46	580,216
当期末残高	481,248	474,248	474,248	181,081	181,081	126	774,288

	純資産合計
当期首残高	1,354,505
当期変動額	
新株の発行（新株 予約権の行使）	19,423
当期純損失（ ）	599,593
自己株式の取得	46
当期変動額合計	580,216
当期末残高	774,288

当事業年度（自 2020年12月1日 至 2021年11月30日）

（単位：千円）

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	481,248	474,248	474,248	181,081	181,081	126	774,288
当期変動額							
新株の発行	37,485	37,485	37,485				74,970
新株の発行（新株 予約権の行使）	166,120	166,120	166,120				332,240
当期純損失（ ）				422,706	422,706		422,706
自己株式の取得						36	36
新株予約権の発行							
当期変動額合計	203,605	203,605	203,605	422,706	422,706	36	15,533
当期末残高	684,853	677,853	677,853	603,788	603,788	163	758,755

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	-	774,288
当期変動額		
新株の発行		74,970
新株の発行（新株 予約権の行使）	2,100	330,140
当期純損失（ ）		422,706
自己株式の取得		36
新株予約権の発行	2,870	2,870
当期変動額合計	770	14,763
当期末残高	770	759,525

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)	当事業年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失()	641,760	428,472
減価償却費	60,605	15,310
減損損失	-	86,577
株式報酬費用	13,556	12,076
株式交付費	-	1,515
固定資産除却損	12,860	0
事業構造改善費用	69,090	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	5,194	168
賞与引当金の増減額(は減少)	20,000	1,166
返金引当金の増減額(は減少)	7,727	427
事業構造改善引当金の増減額(は減少)	1,727	1,727
受取利息及び受取配当金	16	15
助成金収入	53,396	-
支払利息	1,439	9,822
売上債権の増減額(は増加)	165,652	35,198
前払費用の増減額(は増加)	26,029	10,451
未収入金の増減額(は増加)	19,938	27,339
未払金の増減額(は減少)	39,856	17,330
未払費用の増減額(は減少)	50,848	6,194
未収消費税等の増減額(は増加)	65,058	65,058
未払消費税等の増減額(は減少)	40,223	3,541
前受金の増減額(は減少)	60,316	37,132
その他	42,919	11,783
小計	656,417	324,417
利息及び配当金の受取額	14	13
利息の支払額	1,658	10,623
助成金の受取額	53,396	-
事業構造改善費用の支払額	65,823	760
法人税等の支払額	115,443	1,478
法人税等の還付及び還付加算金の受取額	-	118,209
営業活動によるキャッシュ・フロー	785,932	219,056
投資活動によるキャッシュ・フロー		
敷金の差入による支出	3,605	5,189
敷金の回収による収入	140	54,506
有形固定資産の取得による支出	4,441	6,889
無形固定資産の取得による支出	9,717	7,773
資産除去債務の履行による支出	-	33,186
その他	1,570	180
投資活動によるキャッシュ・フロー	16,055	1,288
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	650,000	500,000
短期借入金の返済による支出	100,000	400,000
長期借入れによる収入	150,000	500,000
長期借入金の返済による支出	-	150,000
株式の発行による収入	19,423	403,684
新株予約権の発行による収入	-	2,780
自己株式の取得による支出	46	36
財務活動によるキャッシュ・フロー	719,376	856,428
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	82,610	638,660
現金及び現金同等物の期首残高	1,393,470	1,310,859
現金及び現金同等物の期末残高	1,310,859	1,949,519

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下になります。

建物	3～15年
工具、器具及び備品	4～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下になります。

商標権	10年
自社利用のソフトウェア	社内における利用期間（主として5年）

2. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(3) 返金引当金

人材紹介事業における紹介手数料の将来の返金に備えるために、将来発生すると見込まれる返金見込額を計上しております。

(4) 事業構造改善引当金

事業構造改善のための施策にともなう支出に備えるために、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等について

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年11月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

2. 金融商品の時価等の開示に関する適用指針

- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年11月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

損益計算書

前事業年度において「その他」に含めて表示していた「営業外収益」の「利子補給金」及び「物品売却益」は、金額的に重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

また、前事業年度において独立掲記していた「営業外収益」の「セミナー収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

これらの結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「セミナー収入」に表示していた498千円および「その他」に表示していた3,524千円は、それぞれ「利子補給金」354千円及び「物品売却益」1,485千円および「その他」2,182千円として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

(耐用年数の変更)

当社は、拠点の縮小及び移転に伴い、利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、解約予定日までの期間で減価償却が完了するよう第2四半期会計期間より耐用年数を変更しております。

この結果、従来の方と比べて、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ3,841千円増加しております。

(追加情報)

(COVID-19の感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

COVID-19の感染拡大の影響により、売上高が大幅に落ち込んだ結果、当事業年度における営業損失は338,705千円(前事業年度は615,048千円の営業損失)となっております。

当社は、COVID-19の収束時期が見通せず、かつ、その影響の長期化が見込まれる現状の下、現時点において売上高は緩やかに回復していくと想定してはいるものの、2022年11月期中においても影響が継続することを見込んでおります。一方で、コスト削減や投資の選択と集中などの施策による営業費用の抑制を一定期間継続するため、営業損益については売上高の回復に先行して回復することを見込んでおります。

なお、COVID-19の影響が今後さらに長期化した場合や深刻化した場合には固定資産の減損損失が発生する可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2020年11月30日)	当事業年度 (2021年11月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	86,913千円	20,564千円

2 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関3行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年11月30日)	当事業年度 (2021年11月30日)
当座貸越契約及びコミットメントラインの総額	500,000千円	550,000千円
借入実行残高	500,000	550,000
差引額	-	-

財務制限条項

当座貸越契約及びコミットメントラインの総額のうち、コミットメントライン契約(当事業年度末借入残高300,000千円)には、財務制限条項が付されており、2021年11月期以降、経常損益を2期連続赤字計上した場合、当該借入金について期限の利益を喪失する可能性があります。

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度25.4%、当事業年度24.2%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度74.6%、当事業年度75.8%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)	当事業年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)
広告宣伝費	363,462千円	152,694千円
給料手当	724,773	507,765
賞与引当金繰入額	62,240	66,230

- 2 助成金収入は、COVID-19の影響に伴い、雇用調整助成金等の特例措置の適用を受けたものであります。
- 3 利子補給金は、金融機関から利子補給制度を含めた借入を行ったことにより発生したものであります。
- 4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)	当事業年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)
工具、器具及び備品	179千円	0千円
ソフトウェア	12,681	-
計	12,860	0

5 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
大阪府大阪市 他	共用資産 (本社、営業拠点)	建物	54,381
		工具、器具及び備品	4,303
		ソフトウェア	25,929
		商標権	1,963

当社は、第2四半期会計期間に拠点の縮小及び移転の意思決定を行ったことにより、利用不能となる固定資産について、解約予定日までの期間に耐用年数を変更しております。これにともない、共用資産を含む大きな単位で回収可能額が帳簿価額を下回ることとなったため、回収可能価額まで帳簿価額を減額し、86,577千円を減損損失として計上しています。

なお、当該資産の回収可能価額は、減損損失を認識した第2四半期会計期間末時点の使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零としております。

- 6 事業構造改善費用は、希望退職者募集に伴う特別退職金及び再就職支援費用の見込額であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1.	2,222,201	27,490	-	2,249,691
合計	2,222,201	27,490	-	2,249,691
自己株式				
普通株式(注)2.	1,638	1,740	-	3,378
合計	1,638	1,740	-	3,378

(注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加27,490株は、新株予約権の行使による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加1,740株は、譲渡制限付株式の無償取得による増加1,700株、単元未満株式の買取りによる増加40株であります。

2. 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる 種類の株式	目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	2014年第1回ス トック・オプション としての新株予 約権	-	-	-	-	-	-
	2017年第2回ス トック・オプション としての新株予 約権	-	-	-	-	-	-
合計			-	-	-	-	-

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1.	2,249,691	383,000	-	2,632,691
合計	2,249,691	383,000	-	2,632,691
自己株式				
普通株式(注)2.	3,378	2,434	-	5,812
合計	3,378	2,434	-	5,812

(注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加383,000株は、新株予約権の行使による増加313,000株、第三者割当による新株の発行による増加70,000株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加2,434株は、譲渡制限付株式の無償取得による増加2,400株、単元未満株式の買取りによる増加34株であります。

2. 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる種類の株式	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	2014年第1回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
	2017年第2回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
	2021年第3回新株予約権	普通株式	-	410,000	300,000	110,000	770
合計			-	410,000	300,000	110,000	770

- (注) 1. 2021年第3回新株予約権の当事業年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。
2. 2021年第3回新株予約権の当事業年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)	当事業年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)
現金及び預金勘定	1,310,859千円	1,949,519千円
現金及び現金同等物	1,310,859	1,949,519

2 重要な非資金取引の内容

	前事業年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)	当事業年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)
重要な資産除去債務の計上額	1,735千円	2,861千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

主に、人材紹介事業及び求人広告事業を行うために必要な資金を調達しております。資金運用については短期的な預金等に限定し、必要資金については銀行からの借入又は第三者割当増資による調達を行う方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。敷金は建物賃貸借契約等に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、全てが1年以内の支払期日であります。借入金には主に運転資金の調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後15年であります。借入金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、営業債権である売掛金及び未収入金について、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を行うことでリスクの軽減を図っております。また、敷金について、差入先の信用状況を定期的に把握することでリスクの軽減を図っております。

営業債務である未払金について、手元流動性を維持すること等により、流動性リスクを管理しております。また、借入金については、定期的に残高と金利の動向を把握し、必要に応じて資金繰計画を作成するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2020年11月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,310,859	1,310,859	-
(2) 売掛金	55,310	55,310	-
貸倒引当金(*)	1,715	1,715	-
(3) 未収入金	53,595	53,595	-
(4) 敷金	746	746	-
資産計	131,149	131,788	638
(1) 短期借入金	1,496,351	1,496,989	638
(2) 未払金	550,000	550,000	-
(3) 長期借入金	74,870	74,870	-
負債計	150,000	150,000	-
	774,870	774,870	-

(*) 売掛金に係る貸倒引当金を控除しています。

当事業年度（2021年11月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,949,519	1,949,519	-
(2) 売掛金	90,509	90,509	-
貸倒引当金(*)	1,884	1,884	-
(3) 未収入金	88,624	88,624	-
(4) 敷金	36,657	36,657	-
	73,260	73,328	67
資産計	2,148,063	2,148,131	67
(1) 短期借入金	650,000	650,000	-
(2) 未払金	78,265	78,265	-
(3) 長期借入金	500,000	500,000	-
負債計	1,228,265	1,228,265	-

(*) 売掛金に係る貸倒引当金を控除しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金

建物の賃貸借契約時に差し入れている敷金であり、償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値を算定しております。

負 債

(1) 短期借入金、(2) 未払金

すべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

すべて1年超で決済されるものであり、元金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。当事業年度末における時価につきましては、期末日直近の借入れであり、当社の信用状態は実行後大きく異なっておらず、時価と帳簿価額が近似値であることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度(2020年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,310,859	-	-	-
売掛金	55,310	-	-	-
未収入金	746	-	-	-
敷金	44,913	3,817	82,419	-
合計	1,411,830	3,817	82,419	-

当事業年度(2021年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,949,519	-	-	-
売掛金	90,509	-	-	-
未収入金	36,657	-	-	-
敷金	49,889	3,817	19,554	-
合計	2,126,576	3,817	19,554	-

3. 短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度(2020年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	550,000	-	-	-	-	-
長期借入金	-	-	12,200	36,600	36,600	64,600
合計	550,000	-	12,200	36,600	36,600	64,600

当事業年度(2021年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	650,000	-	-	-	-	-
長期借入金	-	-	17,400	41,760	41,760	399,080
合計	650,000	-	17,400	41,760	41,760	399,080

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)	当事業年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	-	-

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2014年ストック・オプション	2017年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社従業員1名	当社取締役1名 当社従業員102名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 116,000株	普通株式 87,250株
付与日	2014年8月22日	2017年3月10日
権利確定条件	付与日(2014年8月22日)から権利確定日まで継続して勤務していること。	付与日(2017年3月10日)から権利確定日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2016年8月22日～2024年8月21日	2019年3月10日～2027年2月24日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2021年11月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2014年ストック・オプション	2017年ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	81,000	20,810
権利確定	-	-
権利行使	13,000	-
失効	-	2,260
未行使残	68,000	18,550

単価情報

	2014年ストック・オプション	2017年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	680	1,170
行使時平均株価 (円)	1,039	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与日時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、2014年ストック・オプションについては、直近の第三者間の取引価格、2017年ストック・オプションについては、DCF法（ディスカウント・キャッシュ・フロー法）により算出した価格によっております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	20,740千円
(2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額	4,667千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年11月30日)	当事業年度 (2021年11月30日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注2)	136,280千円	263,122千円
賞与引当金	10,397	10,753
減損損失	-	15,688
減価償却超過額	5,009	-
返金引当金	889	1,020
資産除去債務	16,590	4,429
株式報酬費用	6,299	8,586
その他	6,562	4,148
繰延税金資産小計	182,028	307,749
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	136,280	263,122
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	45,747	41,611
評価性引当額小計(注1)	182,028	304,734
繰延税金資産合計	-	3,015
繰延税金負債との相殺	-	3,015
繰延税金資産の純額	-	-
繰延税金負債		
未収事業税	2,347	-
資産除去債務に対応する資産	8,866	3,015
繰延税金負債合計	11,213	3,015
繰延税金資産との相殺	-	3,015
繰延税金資産負債の純額	11,213	-

(注) 1. 評価性引当額が増加したのは、主に繰越欠損金が増加したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2020年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金()	-	-	-	-	-	136,280	136,280
評価性引当額	-	-	-	-	-	136,280	136,280
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

当事業年度(2021年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金()	-	-	-	-	-	263,122	263,122
評価性引当額	-	-	-	-	-	263,122	263,122
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 (2020年11月30日)	当事業年度 (2021年11月30日)
税引前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。	税引前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0%から0.88%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)	当事業年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)
期首残高	66,208千円	54,252千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,735	2,861
見積りの変更による増加額	630	2,367
時の経過による調整額	228	144
見積りの変更による減少額	3,200	15,680
資産除去債務の履行による減少額	11,350	29,461
期末残高	54,252	14,484

(セグメント情報)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検証を行う対象となっているものであります。

当社は、飲食業界における人材サービス事業（人材紹介・求人広告）を展開しており、人材紹介事業及び求人広告事業に区分しております。

よって、報告セグメントを 人材紹介事業及び 求人広告事業の2区分としております。

人材紹介事業及び 求人広告事業は「cookbiz」の同一ブランドにて展開しており、求人広告事業は飲食業界向け人材定着・育成にかかる研修サービスも展開しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。なお、事業セグメントに直接賦課できないものについては事業セグメントに関連する人員数、売上金額等を基準として配賦しております。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自 2019年12月1日 至 2020年11月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント		合計
	人材紹介事業	求人広告事業	
売上高			
外部顧客への売上高	780,367	664,975	1,445,342
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-
計	780,367	664,975	1,445,342
セグメント損失（ ）	246,138	151,561	397,699
その他の項目			
減価償却費	25,893	30,184	56,077

（注） 報告セグメントごとの資産、負債については、最高意思決定機関が経営の意思決定上、当該情報を各セグメントに配分していないことから開示しておりません。

当事業年度（自 2020年12月1日 至 2021年11月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント		合計
	人材紹介事業	求人広告事業	
売上高			
外部顧客への売上高	506,755	528,794	1,035,549
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-
計	506,755	528,794	1,035,549
セグメント利益又は損失（ ）	168,208	34,415	133,793
その他の項目			
減価償却費	7,309	6,703	14,012

（注） 報告セグメントごとの資産、負債については、最高意思決定機関が経営の意思決定上、当該情報を各セグメントに配分していないことから開示しておりません。

4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：千円）

売上高	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	1,445,342	1,035,549
セグメント間取引消去	-	-
財務諸表の売上高	1,445,342	1,035,549

（単位：千円）

利益又は損失	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	397,699	133,793
セグメント間取引消去	-	-
全社費用（注）	217,348	204,911
財務諸表の営業損失（ ）	615,048	338,705

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

（単位：千円）

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		財務諸表計上額	
	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度
減価償却費	56,077	14,012	-	-	4,527	1,298	60,605	15,310

（注）減価償却費の調整額は全社費用であり、報告セグメントに帰属しない管理部門等に係る減価償却費であります。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦への売上が90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

損益計算書の売上高の10%を超える特定の顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2019年12月1日 至 2020年11月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年12月1日 至 2021年11月30日）

固定資産の減損損失は、報告セグメントに配分しておりません。当該減損損失は86,577千円であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)	当事業年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)
1株当たり純資産額	344.69円	288.84円
1株当たり当期純損失	266.91円	183.02円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)	当事業年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)
1株当たり当期純損失		
当期純損失(千円)	599,593	422,706
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失(千円)	599,593	422,706
普通株式の期中平均株式数(株)	2,246,414	2,309,677
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

(税制適格ストック・オプション(新株予約権)の発行)

当社は、2021年11月26日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役、執行役員及び従業員に対し、ストック・オプションとして下記のとおり新株予約権を発行することを決議し、2021年12月23日付で割当を行いました。

これは、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の持続的な向上を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役、執行役員及び従業員に対して、無償にて新株予約権を発行するものであります。

1. 新株予約権の数

630個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式63,000株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。本新株予約権はインセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないことは有利発行に該当しない。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2023年11月27日から2031年11月26日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2021年12月23日

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3. (1) に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 3. (3) に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 3. (4) に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記 3. (6) に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記 5. に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 申込期日

2021年12月14日

9. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役（社外取締役を含む） 2名 150個

当社執行役員 2名 200個

当社従業員 10名 280個

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高(千円)
有形固定資産							
建物	137,755	10,936	128,066 (54,381)	20,625	12,233	8,787	8,392
工具、器具及び備品	16,713	1,181	9,310 (4,303)	8,584	8,330	1,160	254
有形固定資産計	154,469	12,118	137,377 (58,684)	29,210	20,564	9,947	8,646
無形固定資産							
ソフトウェア	47,382	10,781	25,929 (25,929)	32,234	32,234	5,273	-
ソフトウェア仮勘定	6,361	2,357	8,524	195	-	-	195
商標権	1,328	900	1,963 (1,963)	264	264	88	-
無形固定資産計	55,071	14,039	36,416 (27,892)	32,694	32,499	5,362	195
長期前払費用	3,072	-	2,944	128	-	-	128

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

建物	設備工事等	5,707千円
建物	資産除去債務に対応する資産	5,229千円
工具、器具及び備品	オフィス備品等	1,181千円
ソフトウェア	基幹システムの開発	10,781千円
ソフトウェア仮勘定	新サービスの開発	2,357千円

3. 当期減少額のうち、主なものは次のとおりであります。

建物	設備工事等の減損	30,839千円
建物	資産除去債務に対応する資産	23,541千円
工具、器具及び備品	オフィス備品等の減損	4,303千円
ソフトウェア	システムの減損	25,929千円
商標権	コーポレートロゴの減損	1,963千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	550,000	650,000	1.02	-
長期借入金	150,000	500,000	1.42	2024年～2036年
合計	700,000	1,150,000	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	-	17,400	41,760	41,760

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,715	1,884	506	1,209	1,884
賞与引当金	34,000	35,166	34,000	-	35,166
返金引当金	2,908	3,335	-	2,908	3,335
事業構造改善引当金	1,727	-	809	918	-

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額917千円及び個別引当対象債権の回収による戻入額291千円であります。

2. 返金引当金の「当期減少額(その他)」は、返金実績率による洗替額であります。

3. 事業構造改善引当金の「当期減少額(その他)」は、見積り額の減少による取崩しによるものであります。

【資産除去債務明細表】

「資産除去債務関係」の注記事項において記載しているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	84
預金	
普通預金	1,949,435
小計	1,949,519
合計	1,949,519

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社プライムサービス	5,222
株式会社シナジー	3,190
株式会社REDLIST	2,686
株式会社ケーエクスプレス	2,217
株式会社HASSIN	2,110
その他	75,081
合計	90,509

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
55,310	549,777	514,579	90,509	85.0	48.4

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

未払金

相手先	金額(千円)
株式会社オプト	14,303
株式会社コーポレートディレクション	12,100
有限責任 あずさ監査法人	8,079
株式会社ファイナンス・プロデュース	7,304
オリックス・ファシリティーズ株式会社	6,930
その他	29,548
合計	78,265

未払費用

区分	金額(千円)
給料手当	48,204
法定福利費	11,799
その他	4
合計	60,008

前受金

相手先	金額(千円)
株式会社浜倉的商店製作所	5,348
株式会社ギフト	4,193
株式会社K-KING foods	3,555
株式会社FIERTE	3,393
株式会社FTG Company	3,000
その他	47,714
合計	67,206

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	220,550	484,135	722,123	1,035,549
税引前四半期(当期)純損失()(千円)	128,631	292,037	380,348	428,472
四半期(当期)純損失()(千円)	129,172	289,413	370,250	422,706
1株当たり四半期(当期)純損失()(円)	57.22	128.18	163.44	183.02

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失()(円)	57.22	70.96	35.45	21.47

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年12月1日から11月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3か月以内
基準日	毎年11月30日
剰余金の配当の基準日	5月31日 11月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。 ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載を行います。 なお、公告掲載は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは以下のとおりであります。 https://cookbiz.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第13期(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日) 2021年2月19日近畿財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付資料

2021年2月19日近畿財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第14期第1四半期(自 2020年12月1日 至 2021年2月28日) 2021年4月14日近畿財務局長に提出

事業年度 第14期第2四半期(自 2021年3月1日 至 2021年5月31日) 2021年7月14日近畿財務局長に提出

事業年度 第14期第3四半期(自 2021年6月1日 至 2021年8月31日) 2021年10月13日近畿財務局長に提出

(4) 確認書の訂正確認書

事業年度 第13期(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日) 2021年2月26日近畿財務局長に提出

(5) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書(2021年7月14日近畿財務局長に提出)

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書(2021年12月1日近畿財務局長に提出)

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(監査公認会計士等の異動)の規定に基づく臨時報告書(2022年1月28日近畿財務局長に提出)

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書(2022年2月28日近畿財務局長に提出)

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年2月25日

クックビズ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西田 順一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 俣野 広行
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているクックビズ株式会社の2020年12月1日から2021年11月30日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クックビズ株式会社の2021年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>経営者は、財務諸表の作成に当たり、継続企業の前提が適切であるかどうかを評価することが求められる。また、継続企業の前提に関する評価の結果、期末において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象や状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、当該重要な不確実性について財務諸表に注記することが必要となる。</p> <p>クックビズ株式会社は、新型コロナウイルス感染症の拡大による売上高の急激な落ち込みによって、338,705千円の営業損失、342,762千円の経常損失、422,706千円の当期純損失、219,056千円のマイナスの営業キャッシュ・フローを計上している。以上から、当事業年度末において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している。</p> <p>これらの状況を踏まえ、経営者は、当該事象又は状況を解消するための対応策として、以下の取組みを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 求人ニーズの低下に併せた広告宣伝費等の削減を含む全社的なコスト削減施策の実施 ・ 金融機関とのコミットメントライン等の融資契約の更新、及びエクイティファイナンスによる事業運営資金の確保 <p>経営者は、これらの対応策の実行によって、当事業年度末から12ヶ月間のクックビズ株式会社の資金繰りに重要な懸念はないと判断しており、財務諸表において継続企業の前提に関する重要な不確実性の注記を行っていない。</p> <p>継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての判断に当たっては、クックビズ株式会社の2022年11月30日までの期間の資金繰り計画が考慮されるが、この計画には、新型コロナウイルス感染症が徐々に収束することによる売上高の回復及び経営者による対応策としてのコスト削減による収支の改善が想定されている。また、今後の取引先金融機関との交渉により、既存の借入条件及び借入残高が2022年11月30日まで維持されることが想定されている。これらの仮定には高い不確実性を伴い、継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての判断に重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性の評価が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1) 経営者の対応策についての検討</p> <p>経営者の対応策が継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象や状況を解消し、又は改善するものであるかどうか、及びその実行可能性について検討するため、経営者が作成した資金繰り計画を分析した。当該分析には、資金繰り計画の基礎となる主要な仮定の適切性を評価するための、以下の手続が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症が徐々に収束することによる売上高の回復の仮定について、求人ニーズや求職者の動向等を経営者に質問した。その上で、新型コロナウイルス感染症の感染状況が売上高の実績に及ぼした影響を分析し、その結果と翌事業年度の新型コロナウイルス感染症の感染状況の見込みと翌期の売上高の見込みの関係を比較した。 ・ コスト削減に関する仮定について、資金繰り計画における将来の売上高に対する広告宣伝費等の割合と、過去の売上高に対する広告宣伝費等の割合の実績値を比較した。 ・ 既存の借入条件及び借入残高の維持に関する仮定について、経営者及び財務部門の責任者に取引先金融機関との交渉状況を質問した。その上で、当該金融機関のクックビズ株式会社を担当する責任者に、クックビズ株式会社からの要請に対する検討状況について質問し、経営者及び財務部門の責任者による回答との整合性を確かめた。 <p>(2) 資金繰り計画に含まれる不確実性の影響についての検討</p> <p>経営者が継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無の判断に当たって考慮した2022年11月30日までの期間の資金繰り計画を閲覧するとともに、主として以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金繰り計画の基礎となる主要な仮定の適切性についての評価結果や、当事業年度を含む過去複数年間及び翌事業年度の直近月次における事業計画と実績との差異の要因についての検討結果に照らして、当該資金繰り計画において不確実性の影響が十分に考慮されているか否かを検討した。 ・ 資金繰り計画における各月末の資金残高が、翌月の収支見込及び各収支項目の月中での入金及び支払時期に照らして十分か否かを検討した。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、クックビズ株式会社の2021年11月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、クックビズ株式会社が2021年11月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上